

**資料 2**

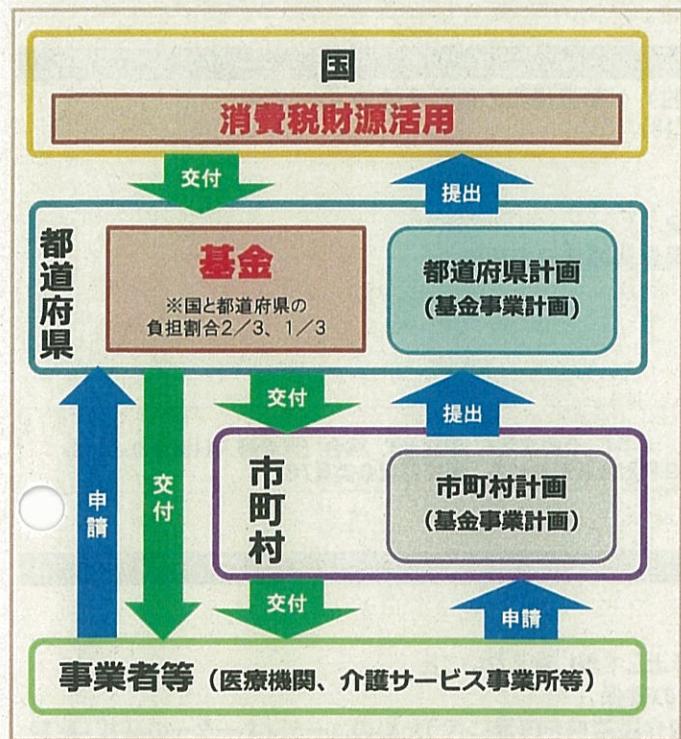
**地域医療介護総合確保基金の  
H29 年度計画（案）について**



# 地域医療介護総合確保基金

平成29年度政府予算案:公費で1,628億円  
(医療分 904億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



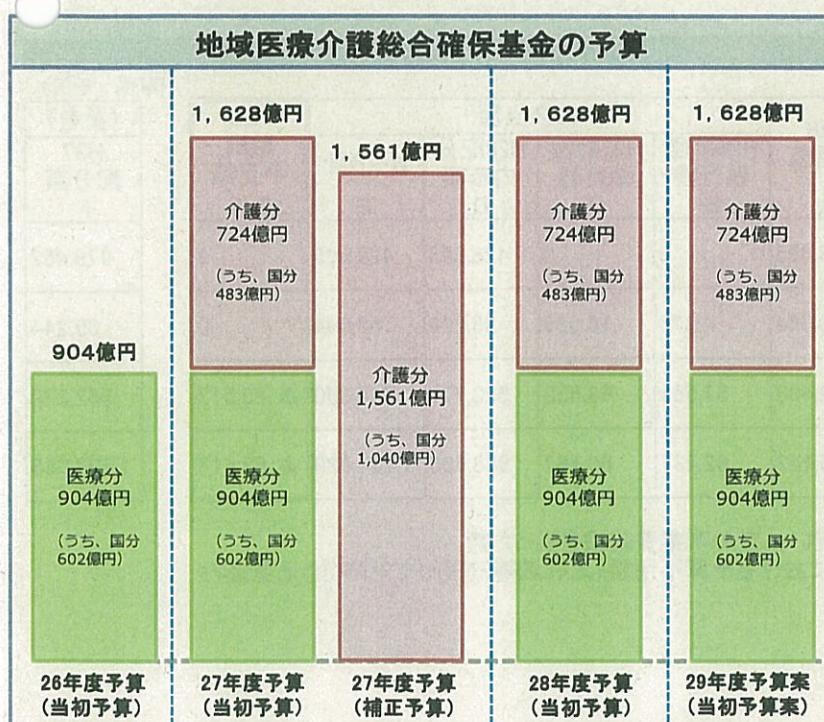
- 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)**
- **基金に関する基本的事項**
    - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
    - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
    - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
  - **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
    - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
  - **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業**
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
  - 4 医療従事者の確保に関する事業
  - 5 介護従事者の確保に関する事業

26

## 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))



| 地域医療介護総合確保基金の対象事業  |                           |
|--|---------------------------|
| 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)                     |                           |
| 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)                                    |                           |
| 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)                               |                           |
| 4 医療従事者の確保に関する事業(※)  |                           |
| 5 介護従事者の確保に関する事業   |                           |
| ※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。 |                           |
| 今後のスケジュール(案)   |                           |
| 【平成29年度当初予算案(医療分及び介護分)】                                    |                           |
| 29年1月～   | (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施) |
| 3月～  | 国による都道府県ヒアリング等の実施         |
| 予算成立後  | 基金の交付要綱等の発出               |
| 4月以降   | 都道府県へ内示                   |
| (注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。                        |                           |

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）

# H28年度計画事業の状況について

### 1. 現在までの経緯

- H27. 5. 28 関係団体（個人含む77団体※）及び全市町村（34市町村）へ事業提案の依頼を通知（～6/30）  
 H27. 6. 19 ホームページ上にて県民向けに事業提案を公募（～7/18）  
 H27. 9. 28 提案事業に係る協議（高知県在宅医療体制検討会議）  
 H27. 10. 8 提案事業に係る協議（県医師会基金担当理事）  
 H28. 1. 18 国からH28年度の基金配分方針について事務連絡（下記2）  
 H28. 2. 19 第3回地域医療構想ワーキンググループへH28年度計画事業の状況を報告  
 H28. 3. 25 国によるH28年度計画事業のヒアリング  
 H28. 4. 26 高知県医療審議会において、H28年度計画事業の承認  
 H28. 8. 10 厚労省より内示（下記3）

#### ※関係団体

職能団体（高知県医師会など）17、病院団体（日本病院会高知県支部など）8、大学4、公的病院7、保険者4、医会（県産婦人科医会など）9、業界団体（県製薬協会など）4、患者団体（県難病連など）5、その他団体2、各検討会議座長10名、医療審議会委員7名

### 2. 厚労省の配分方針

- ①H27年度に引き続き、事業区分Iへ重点的に配分を行うこと  
 ②事業区分Iについては、ハード事業に限らず次の関連ソフト事業も計上して差し支えないこと  
 ・地域医療構想に基づく病床機能の転換を行うために必要となる人材の確保  
 ・病床の機能分化を進める上で必要となる、医療機関間の連携や医療介護連携を円滑に行うためのコーディネーターの養成・配置  
 ・医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携のための研修の実施

#### ※基金の対象となる事業区分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）  
 II 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療の推進）  
 III 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）

#### ※上記配分方針を受けた本県の対応

- 次の2事業について、厚労省と調整のうえ事業区分IIから事業区分Iへ移管  
 ○病床機能分化・連携推進等人材育成事業（回復期病院における退院支援体制構築のための指針づくり）  
 ○中山間地域等病床機能分化・連携コーディネーター養成事業（コーディネーターの役割を果たす訪問看護師の育成）

### 3. 配分額の内示状況

(単位：千円)

| 対象事業区分                              | H28<br>要望額<br>A | H28充当額            |                   |                   |           | H28<br>財源<br>不足額<br>E-A | (参考)<br>H27<br>配分額<br>F |
|-------------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------------|-------------------------|
|                                     |                 | H26計画<br>執行残<br>B | H27計画<br>執行残<br>C | H28配分<br>内示額<br>D | B～D計<br>E |                         |                         |
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | 428,695         | 0                 | 0                 | 428,695           | 428,695   | 0                       | 979,452                 |
| II 居宅等における医療の提供に関する事業               | 58,044          | 4,876             | 16,939            | 36,229            | 58,044    | 0                       | 65,244                  |
| III 医療従事者の確保に関する事業                  | 728,403         | 57,561            | 63,558            | 523,771           | 644,890   | ▲ 83,513                | 552,370                 |
| 合計                                  | 1,215,142       | 62,437            | 80,497            | 988,695           | 1,131,629 | ▲ 83,513                | 1,597,066               |

○A欄については、各事業所管課において改めて精査を行い一定の事業費縮減を図った額

○事業区分IIIで生じている財源不足額については、部内における予算不用額（入札減等）をもって対応できる見込み

# 地域医療介護総合確保基金による平成28年度計画事業一覧

## 事業区分I（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名       |   | 事業概要   | 28年度<br>要望額 | 28年度<br>要望額<br>【調整後】 | 28年度<br>配分内示額 | 担当課               |
|-----------|---|--|-------------|----------------------|---------------|-------------------|
| H27<br>新規 | 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業<br>(H28~H30)             | 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等として必要な病棟の新築、増改築、改修を行う医療機関の支援を実施し、地域医療構想の推進を図る。  | 369,585     | 369,585              | 369,585       | 医療政策課<br>(地域医療担当) |
| H28<br>新規 | 病床機能分化・連携推進等人材育成事業<br>【事業区分②→①】<br>(H28)          | 本事業は、回復期病院における多職種協働及び地域・病院協働型の退院支援体制構築のための指針づくりを行い、平成29年度以降、回復期へ病床転換を行う病院等を対象に、本指針に基づく退院支援システムのノウハウ等を広め、人材育成を行うことにより、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携に資すること目的としている。  | 5,990       | 5,990                | 5,990         | 医療政策課<br>(地域医療担当) |
| H27<br>新規 | 中山間地域等病床機能分化・連携コーディネーター養成事業<br>【事業区分②→①】<br>(H28) | 本事業は、本県の課題となっているサービス・人的資源ともに乏しい中山間地域などの偏在地域への訪問看護サービス等の確保を図るために、新卒看護師や訪問看護未経験者を対象とした訪問看護師の育成等を実施することで、地域における医療機関間の連携や医療介護連携を円滑に行うためのコーディネーターの役割を果たし、病床の機能分化や病床転換に伴う療養者の受け皿となる在宅医療への需要の高まりに対応することで、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携に資すること目的としている。 | 53,120      | 53,120               | 53,120        | 医療政策課<br>(看護担当)   |
| 小計        |   |  | 428,695     | 428,695              | 428,695       |                   |

## 事業区分II（居宅等における医療の提供に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名                      |   | 事業概要   | 28年度<br>要望額 | 28年度<br>要望額<br>【調整後】 | 28年度<br>配分内示額 | 担当課                          |
|--------------------------|---|--|-------------|----------------------|---------------|------------------------------|
| 旧国庫<br>補助                | 訪問看護推進事業<br>(H28)                                 | 訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。  | 280         | 280                  | 280           | 医療政策課<br>(看護担当)              |
| 旧再生<br>基金                | 訪問看護師研修事業<br>(H28)                                | 在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。  | 1,536       | 1,536                | 1,536         | 医療政策課<br>(看護担当)              |
| 旧再生<br>基金                | 訪問看護実践研修事業<br>(H28)                               | 大学病院の専門看護チーム（専門看護師、認定看護師含む）が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルテーションを行うことにより、在宅医療・看護技術・介護技術、アセスメント能力を高めるための知識・技術の向上を図る。  | 2,160       | 2,160                | 2,160         | 医療政策課<br>(看護担当)              |
| H28<br>新規<br>(旧再生<br>基金) | 中山間地域等訪問看護体制強化・育成事業<br>(H28)                      | 本事業は、移動時間等が長く、不採算となってしまう中山間地域等への訪問看護サービス提供体制の確保を目的として、市街地等に所在する訪問看護ステーションの訪問看護師等による訪問看護の支援を行うことで今後、病床の機能分化や病床転換に伴う療養者の受け皿となる在宅医療への需要の高まりに対応し、住み慣れた地域で在宅療養ができる環境整備を行うことにより、在宅医療の推進に資すること目的としている。                      | 26,375      | 26,375               | 26,375        | 医療政策課<br>(看護担当)              |
| H27<br>新規                | 小児在宅療養支援訪問看護師育成事業<br>(H28)                        | 本事業は、在宅医療に取り組む人材の確保及び育成を推進する観点から、訪問看護師に対する研修等を実施する事業として、小児の先進的な医療機関や訪問看護ステーションへ研修に行くことにより、GCU等を退院する小児の在宅移行や包括支援を行えることのできる看護師を養成することによって、在宅医療の推進に資すること目的としている。  | 7,200       | 7,200                | 7,200         | 医療政策課<br>(看護担当)              |
| H28<br>新規                | 在宅医療実態調査集計分析事業<br>(H28)                           | 本事業は、第7期保健医療計画を策定し、それを推進していく上で、必要となる数値目標等を規定するために、県内の直近の在宅医療提供体制及び提供実態を把握するため、医療機関に対して、実態調査を行い、調査データの回収・集計を行うとともに、調査結果等から在宅医療資源及び在宅医療機能の地域別分析を行うとともに、地域の実情にあつた在宅医療提供体制の構築に向けた課題解決方策の提案を行うことにより、在宅医療の推進に資すること目的としている。 | 3,514       | 3,514                | 3,514         | 医療政策課<br>(地域医療担当)            |
| H28<br>新規<br>(旧再生<br>基金) | 認知症初期集中支援連携体制整備事業<br>(H28)                        | 本事業は、認知症の早期発見・早期対応に医療・介護関係者が連携して取り組む、初期集中支援連携体制の取組を、県内に拡げ、平成30年度より全ての市町村で実施することとされている。「認知症施策推進事業」の取組みに向けた体制整備を支援することにより、在宅医療の推進に資すること目的としている。  | 4,500       | 4,151                | 4,151         | 高齢者福祉<br>課（地域包括ケア推進担当）       |
| 旧再生<br>基金                | 医療従事者レベルアップ事業<br>【事業区分②→①→②】<br>(H28)             | 本事業は、医療従事者団体や病院等が実施する在宅医療に係る研修に対し、専門知識を持つ講師派遣を実施することにより、多職種の関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげ、病床の機能分化及び連携の推進に資すること目的としている。   | 1,637       | 900                  | 900           | 医療政策課<br>(地域医療担当)            |
| H27<br>新規                | がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修事業<br>【事業区分②→①→②】<br>(H28) | 本事業は、がん患者の在宅への移行がスムーズに行えるように、医療介護の多職種連携により安心してサービスを提案・提供できる体制を整備するため、在宅療養支援診療所、訪問看護ST、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問調剤薬局等での実地研修を行い、在宅医療に取り組む人材の確保及び育成を行うことによって、病床の機能分化及び連携の推進に資すること目的としている。                                    | 2,559       | 1,702                | 1,702         | 健康対策課<br>(がん・企画担当)           |
| 旧再生<br>基金                | 脳卒中医療連携体制推進事業<br>【事業区分①→②】<br>(H28)               | 本事業は、在宅医療を必要とする主要な疾患である脳卒中の患者について、詳細な実態調査を行い、情報不足であった維持期（在宅医療等）や急性期、回復期の情報を分析・共有することで、在宅医療を含めた脳卒中医療連携体制の強化を推進する。   | 952         | 952                  | 952           | 医療政策課<br>(地域医療担当)            |
| 旧国庫<br>補助                | 在宅歯科医療連携室整備事業<br>(H28)                            | 病気やがけで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。<br>※再生基金と新基金の折半で事業実施していたが、全額、新基金とし、「在宅歯科医療従事者研修事業」も統合する。                                     | 9,274       | 9,274                | 9,274         | 健康長寿政<br>策課（よさこい健<br>康プラン21） |
| 小計                       |   |  | 59,987      | 58,044               | 58,044        |                              |

事業区分Ⅲ（医療従事者の確保に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名                      |  | 事業概要  | 28年度<br>要望額 | 28年度<br>要望額<br>【調整後】 | 28年度<br>配分内示額 | 担当課                                 |
|--------------------------|--|---|-------------|----------------------|---------------|-------------------------------------|
| 旧再生<br>基金<br>旧国庫<br>補助   | 地域医療支援センター運営事業<br>(H28)                    | 医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、地域医療の確保を図る。  | 298,296     | 286,926              | 203,413       | 医師確保・育成支援課                          |
|                          |  |   | 8,000       | 8,000                | 8,000         |                                     |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | 中山間地域等医療提供体制確保対策事業<br>【事業区分③→①→③】<br>(H28) | 本事業は、本県の課題となっている中山間地域など医療サービスが偏在する地域において、医療提供体制の確保を図るために、偏在地域における中核的な医療機関に、医師を派遣することで、医師の地域偏在の緩和を行い、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。                              | 50,000      | 50,000               | 50,000        | 医師確保・育成支援課                          |
| 旧国庫<br>補助                | 産科医等確保支援事業<br>(H28)                        | 産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、待遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。   | 34,932      | 34,932               | 34,932        | 健康対策課<br>(周産期・母子保健推進室)              |
| 旧国庫<br>補助                | 新生児医療担当医確保支援事業<br>(H28)                    | 医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の待遇改善を図る。  | 1,246       | 1,246                | 1,246         | 健康対策課<br>(周産期・母子保健推進室)              |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | 救急医養成事業<br>(H28)                           | 本事業は、県内における救急医療に関する教育・研究・診療・県民への普及等の取り組みの支援を行うことにより、県内の救急医療の質の向上と救急医療をはじめとした医療人材の確保及び育成に資することを目的としている。  | 20,000      | 20,000               | 20,000        | 医師確保・育成支援課                          |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | 精神科医養成事業<br>(地域精神医療寄付講座)<br>(H28)          | 本事業は、県内における精神科医療の実情や必要性を反映した教育・研究・診療等の活動を実施し、高知県の地域精神医療を担う精神科医師の確保及び育成を図るために支援を行うことにより、医療従事者等の確保・育成に資することを目的としている。<br>【協定はH28～H30の3ヶ年で締結】                   | 23,000      | 23,000               | 23,000        | 障害保健福祉課<br>(精神保健福祉担当)               |
| H27<br>新規                | 発達障害専門医師育成事業<br>(H28)                      | 本事業は、発達障害に関する専門医師・医療従事者等の育成を推進する観点から、国内外の専門家を招請しての研修会の実施、及び国内外への研修会への医師・医療従事者等の派遣などをを行うことにより、発達障害に関する専門医師及び医療従事者等の確保・育成に資することを目的としている。                      | 6,314       | 6,000                | 6,000         | 障害保健福祉課<br>(事業者担当)                  |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | JATEC研修事業<br>(H28)                         | 本事業は、救急医療に取組む人材の確保・育成の観点から、医師を対象とした外傷初期診療に関する研修を実施する事業として、外傷初期診療の技術(JATEC)の習得及び向上を図り、救急医療体制を維持することによって、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。                           | 1,600       | 1,600                | 1,600         | 医療政策課<br>(救急・災害医療担当)                |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | 輪番制小児救急勤務医支援事業<br>(H28)                    | 本事業は、小児救急医療体制の維持を図ることを目的に、小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医医師に対する手当の支給の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。  | 4,000       | 4,000                | 4,000         | 医療政策課<br>(救急・災害医療担当)                |
| H28<br>新規<br>(旧再生基<br>金) | 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業<br>(H28)              | 本事業は、小児救急医療体制の確保と充実を図ることを目的として、小児救急患者のトリアージを担当する看護師を設置する医療機関に割り、看護師設置に必要な費用の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。   | 3,561       | 3,561                | 3,561         | 医療政策課<br>(救急・災害医療担当)                |
| 旧国庫<br>補助                | 女性医師等就労環境改善事業<br>(H28)                     | 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための相談窓口を設置し復職を支援するとともに、病後児保育を実施する医療機関の支援を行い、女性医師の就業環境を整備する。   | 3,953       | 3,953                | 3,953         | 医師確保・育成支援課                          |
| 旧国庫<br>補助                | 新人看護職員研修事業<br>(H28)                        | 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。   | 15,752      | 13,752               | 13,752        | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| 旧国庫<br>補助                | 看護職員資質向上推進事業<br>(H28)                      | 看護職員を対象とした資質向上を図るために研修等を開催するための経費に対して支援を行うとともに、院内助産所等開設促進及び助産師外來で勤務する助産師の資質向上を目的とした研修会を実施する。  | 6,188       | 5,920                | 5,920         | 医療政策課<br>(5,920)、<br>健康対策課<br>(268) |
| 旧国庫<br>補助                | 看護職員確保対策特別事業<br>(H28)                      | 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の展開を図る。  | 9,230       | 9,230                | 9,230         | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| 旧国庫<br>補助                | 看護師等養成所運営等事業<br>(H28)                      | 看護学生の学習環境の質を保ち、学校運営を継続していくために、看護師等養成所の運営に必要な人件費、教材費、実習施設謝金等経費に対し補助を行い、適切な学校運営の支援を図る。  | 124,883     | 124,589              | 124,589       | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| 旧国庫<br>補助                | 看護職員の就労環境改善事業<br>(H28)                     | 看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドバイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し看護師確保のための改善に取り組む。  | 626         | 626                  | 626           | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| H27<br>新規                | 薬剤師確保対策事業<br>(H28)                         | 本事業は、県内の病院や薬局などにおける薬剤師の確保を推進する観点から、県内の薬剤師求人情報の発信を行う事業として、薬剤師求人情報を一元化したホームページの充実や周知にかかる経費や、薬学生等を対象とした就職説明会での県内就職を呼び掛けるための経費等を支援することにより、医療従事者を確保することを目的としている。 | 780         | 780                  | 780           | 医事業務課<br>(薬事指導担当)                   |
| H27<br>新規                | 特別分野実習指導者講習事業<br>(H28)                     | 本事業は、看護師の確保及び育成を推進する観点から、看護師に対する研修等を実施する事業として、看護学生の実習受入施設の指導者が受けるべき講習会の開催に係る負担金を講習会開催県に対し支出することにより、実習受入施設の指導者の質の向上を目指すことによって、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。     | 300         | 0                    | 0             | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| 旧国庫<br>補助                | 医療勤務環境改善支援センター設置事業<br>(H28)                | 医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行う。   | 4,790       | 4,790                | 4,790         | 医師確保・育成支援課                          |
| 旧国庫<br>補助                | 院内保育所運営事業<br>(H28)                         | 医療従事者の離職防止、再就職の促進及び病児等保育の実施を図るために、医療機関が実施する院内保育所の運営に対し補助をする。  | 121,275     | 104,341              | 104,341       | 医療政策課<br>(看護担当)                     |
| 旧国庫<br>補助                | 小児救急医療体制整備事業<br>(H28)                      | 休日夜間ににおける小児救急患者の二次救急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的5病院が、二次輪番体制で小児の重症救急患者に対応する。  | 12,152      | 12,152               | 12,152        | 医療政策課<br>(救急・災害医療担当)                |
| 旧国庫<br>補助                | 小児救急電話相談事業<br>(H28)                        | 夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。   | 9,005       | 9,005                | 9,005         | 医療政策課<br>(救急・災害医療担当)                |
| 小計                       |  |   |             | 759,883              | 728,403       | 644,890                             |

|    |           |           |           |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 合計 | 1,248,565 | 1,215,142 | 1,131,629 |
|----|-----------|-----------|-----------|

| 対象事業区分                              | H28<br>要望額<br>【調整後】 | H28充当額            |                   |                   |           | H28<br>財源不足額 |
|-------------------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|--------------|
|                                     |                     | H26計画<br>執行残<br>A | H27計画<br>執行残<br>B | H28配分<br>内示額<br>C | B～D計<br>E |              |
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | 428,695             | 0                 | 0                 | 428,695           | 428,695   | 0            |
| II 居宅等における医療の提供に関する事業               | 58,044              | 4,876             | 16,939            | 36,229            | 58,044    | 0            |
| III 医療従事者の確保に関する事業                  | 728,403             | 57,561            | 63,558            | 523,771           | 644,890   | ▲ 83,513     |
| 合計                                  | 1,215,142           | 62,437            | 80,497            | 988,695           | 1,131,629 | ▲ 83,513     |

\*B～Dの財源は事業単位で適用(B、Cを充当した事業は各年度の県計画に追加)

## 平成29年度の国配分方針について

### 国からの事務連絡 (H29.1.27) ※各県個別

#### <事業区分ごとの配分枠について>

- ① H28年度に引き続き、事業区分Ⅰへ重点的に配分を行うこと
- ② H28年度に引き続き、事業区分Ⅱ・Ⅲについては、旧国庫補助事業相当額を基本として配分を行うこと  
※基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を基本として配分額の調整を行う(この額以上の金額での要望は可能)
- (参考:H27.7.29 全国知事会から国への要望Ⅰ 2(2)及び3(1))  
■(略)従来の国庫補助事業からの振替事業などについては、継続実施が不可欠と考えられることから、各都道府県が必要とする事業費を確保すること。  
■(略)内示を受けるまで基金規模の見通しがまったく立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で大きな障害となっているため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額を定める(略)こと。

#### <本県の状況>

(単位:千円)

(単位:千円)

|     | H29年度(事業区分Ⅱ・Ⅲ) |         |           |
|-----|----------------|---------|-----------|
|     | 上記②の提示額        | 県予算額    | 差引        |
| 高知県 | 306,000        | 777,106 | ▲ 471,106 |
|     | 事業区分Ⅱ 54,063   |         |           |
|     | 事業区分Ⅲ 723,043  |         |           |

| (参考)H28年度(事業区分Ⅱ・Ⅲ) |         |
|--------------------|---------|
| 配分額                | 要望額     |
| 560,000            | 819,870 |
| 事業区分Ⅱ 59,987       |         |
| 事業区分Ⅲ 759,883      |         |

#### ※基金の対象となる事業区分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)  
II 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)  
III 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)

#### <事業計上の留意事項>

- ① 基金にかかる標準事業例及び標準単価を設定(H29.1.27付け厚労省医政局地域医療計画課長通知)  
平成29年度以降は、原則として当該標準事業例及び標準単価に基づき事業を計上することとされ、これに該当しない場合にはヒアリングにおいて、国と協議を行うものとされた。
- ② 既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金への付替えについては、慎重に検討するものとし、一般財源を活用できない明確な理由がないものについては、基金の充当を行わないこととする。
- ③ 病院内保育所の新設や拡充に係る整備費及び運営費については、内閣府の企業主導型保育事業に対する助成金を活用すること。

医政地発0127第1号  
平成29年1月27日

各都道府県衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
(公印省略)

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例  
及び標準単価の設定について

地域医療介護総合確保基金（医療分）につきましては、医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画（以下、「都道府県計画」という。）で定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに該当する事業として都道府県計画に掲載された事業（以下、「基金事業」という。）を対象としているところですが、予算の効率的な活用を図るため、今般、基金事業における標準事業例及び標準単価を別紙1及び別紙2のとおり設定したので通知します。

つきましては、平成29年度以降の都道府県計画の策定に当たっては、原則として、標準事業例及び標準単価により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業を計上して頂くようお願いします。

なお、別紙1及び別紙2に該当しない事業又は単価がある場合には、あらかじめ当課と協議の上、基金事業として都道府県計画に掲載していただくよう併せてお願いします。

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

(別紙1)

| 事業区分                                       | 標準事業例  | 事業の概要  |
|--|--|--|
| I<br>病床の機能分化<br>改革に向けた施設・設備の整備等            | 1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備  | 病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図ることもとに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。   |
|  | 2 精神科長期医療患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に貢献するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備 | 精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。   |
|  | 3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備  | がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。  |
|  | 4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進   | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るために、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。                              |
|  | 5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備   | 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための施設・設備の整備を行う。   |
|  | 6 産褥婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外への施設・設備整備   | 院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。   |
| II<br>在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業              | 7 在宅医療の実施に係る拠点の整備  | 市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常生活の支援・看取りのために、医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。  |
|  | 8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援   | 在宅患者の退院調整や急変時の入院受入調整等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。  |
|  | 9 在宅医療推進協議会の設置・運営  | 県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協議による「在宅医療推進協議会」の設立、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者等で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における地域連携会議の開催を促進する。上記会議会を開催するための会議費、謝謝金等に対する支援を行う。                                    |
|  | 10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施  | 在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーター育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主導部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。                         |
|  | 11 対する普及・啓発  | かかりつけ医の普及と定着を推進するため、地域医療会等における医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。   |
|  | 12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施  | 訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。  |
|  | 13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築   | 認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の接続を支援する。  |
|  | 14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施  | 認知症疾患医療センターの一型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。   |
|  | 15 単期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等   | 精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。  |
|  | 16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備  | 在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の会員、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。   |
|  | 17 在宅歯科医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進   | 現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療連携センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の会員、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。 |
|  | 18 在宅で療養する疾患有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施  | 在宅で療養する難病や認知症等の疾患有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師・歯科衛生士を対象とした、当該疾患有する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。   |
|  | 19 在宅歯科医療を実施するための設備整備  | 在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要となる、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。   |
|  | 20 在宅歯科患者搬送車の設備整備  | 在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅医療支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。  |
|  | 21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援   | 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師・歯科衛生士の確保を行う。  |
| 進(3)<br>する<br>たため<br>に医療<br>需要<br>を等推<br>進 | 22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知   | これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。   |
|  | 23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備   | 在宅医療における衛生材料・医療耗材の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に調する協議を地域の関係者間(地域医師会・地域薬剤師会・訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。   |
|  | 24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援  | 人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会・地域薬剤師会・訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。   |

| 事業区分                    | 標準事例   | 事業の概要   |
|-------------------------|--|---|
| 対策(1)医師の確保のための事業、地域連携等在 | 25 地域医療支援センターの運営(地域に係る医学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む) | 地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。  |
|                         | 26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築                                  | 医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。  |
|                         | 27 地域医療対策協議会における調整経費                                       | 地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。  |
| (2)診療科の確保のための対策、医務・薬    | 28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援                              | 産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の待遇改善に取り組む医療機関を支援する。<br>また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。   |
|                         | 29 小児専門医等の確保のための研修の実施                                      | 医療機関において、小児の救急・集中治療に蓄積した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療從事者の確保のための研修の実施を支援する。  |
|                         | 30 救急や内科を中心とする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施                 | 地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るために、地域の救急医や内科医等の医療從事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。  |
|                         | 31 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施                                | 医科・歯科連携を推進するため、がん患者、難疾患者等と医科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病的早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。  |
| 支援(3)のための医療從事者等者        | 32 女性医師等の離職防止や再就業の促進                                       | 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。  |
|                         | 33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進                                | 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。<br>また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。  |
|                         | 34 女性薬剤師等の復職支援   | 病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。  |
| III. 医療從事者等の確保・養成のための事業 | 35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施                                  | 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。   |
|                         | 36 看護職員の質質の向上を図るための研修の実施                                   | 看護職員を対象とした質質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。   |
|                         | 37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施                    | 看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。   |
|                         | 38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進                                  | 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。   |
|                         | 39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備                            | 看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や奨学金など養成所の運営に対する支援を行う。   |
|                         | 40 看護職員が都道府県内に定着するための支援                                    | 地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護職員就職等に応じた財政支援を行う。   |
|                         | 41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進                                    | 地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るために、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。                     |
|                         | 42 看護師等養成所の施設・設備整備   | 看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。  |
|                         | 43 看護職員定着促進のための宿舎整備  | 看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。   |
|                         | 44 看護職員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備                                | 教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。  |
|                         | 45 看護職員の就労環境改善のための体制整備                                     | 短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や給合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。  |
|                         | 46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備                                     | 病院のナースステーション、仮眠室、処理室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりするために必要な施設整備に対する支援を行う。  |
|                         | 47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備                                  | 歯科衛生士・歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。   |
|                         | 48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援                           | 地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。  |
| (5)医療從事者の勤務環境改善のための事業等  | 49 勤務環境改善センターの運営   | 医師・看護師等の医療從事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。            |
|                         | 50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等) | 計画的に勤務環境の改善を行なう医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療從事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門ドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。 |
|                         | 51 有床診療所における非常勤医師を含む医師・看護師等の確保支援                           | 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。  |
|                         | 52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備                                       | 小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師・看護師等の医療從事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。   |
|                         | 53 電話による小児患者の相談体制の整備                                       | 地域の小児救急医療体制の強化と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを目的に、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。                                |
|                         | 54 後方支援機関への搬送体制の整備   | 救急や小児重症期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。<br>また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。   |

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

| 事業区分                           | 対象経費  | 標準単価   |
|--------------------------------|---|--|
| 地域医療支援センター運営事業                 | 専任医師及び専従職員の人件費  | 専任医師1人当たり 12,548千円<br>専従職員1人当たり 3,899千円  |
|                                | 事業に必要な経費  | 年額 27,207千円  |
| 救急勤務医支援事業                      | 休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当                                  | 1人1回当たり<br>休日昼間 6,785円 夜間 9,330円   |
| 小児救急電話相談事業                     | 小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費  | (活動費)<br>午後6時から翌日午前8時までの間<br>54,200円×実施日数（8時間以上実施）<br>午前8時から午後6時までの間<br>54,200円×実施日数（8時間以上実施）<br>(運営経費) 1,984千円<br>(協議会経費) 333千円                 |
| 小児救急地域医師研修事業                   | 小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費  | (研修経費) 1地区当たり 273千円<br>(協議会経費) 1,012千円   |
| 小児救急医療体制整備事業<br>小児救急医療支援事業     | 小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費   | (常勤の体制)<br>休日・夜間 1地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数<br>夜間加算 1地区当たり 19,782円×診療日数<br>小児救急電話相談実施加算 1地区当たり 14,838円×診療日数<br>(オンコール体制)<br>1地区当たり 13,570円×診療日数 |
| 小児救急医療体制整備事業<br>小児救急医療拠点病院運営事業 | 小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費                                     | (常勤の体制)<br>35,926千円×運営月数／12<br>夜間加算 3,520千円×運営月数／12<br>小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数／12<br>(オンコール体制)<br>12,403千円×運営月数／12                             |
| 救急医療専門領域医師研修事業                 | 救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費  | 研修1分野当たり 1,595千円   |
| 小児集中治療室医療從事者研修事業               | 小児集中治療室医療從事者研修事業に必要な経費  | 12,612千円   |
| 新生児医療担当医確保支援事業                 | 新生児担当医手当等   | 新生児1人当たり10,000円  |
| 医師派遣等推進事業                      | 都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費                             | 3,000千円  |
|                                | 派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費                               | 受入医師1人当たり 150千円  |
|                                | 当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額 | 派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数   |
|                                | 派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要となる経費                               | 派遣医師1人当たり 2,064千円  |
| 女性医師等就労支援事業                    | 復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費         | (相談窓口経費) 7,093千円<br>(病院研修及び就労環境改善経費) 1か所あたり11,140千円  |
| 産科医等確保支援事業                     | 分娩手当等   | 1分娩当たり 10千円  |
| 産科医等育成支援事業                     | 研修医手当等  | 1人1月当たり 50千円   |

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

| 事業区分                        | 対象経費                                       | 標準単価  |
|-----------------------------|--|---|
| 看護職員資質向上推進事業                | 看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費                      | <p>看護教員継続研修事業 1,219千円<br/>         対象指導者講習会 2,493千円<br/>         中堅看護職員実務研修<br/>         (短期研修) 1実施単位当たり 604千円<br/>         (中期研修) 1か所当たり 3,192千円<br/>         専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師養成事業<br/>         (がん) 1,966千円<br/>         (糖尿病) 1,966千円<br/>         協働推進研修事業 1か所当たり5,434千円<br/>         潜在看護職員復職研修事業<br/>         (潜在看護職員研修) 1か所当たり 1,481千円<br/>         (潜在助産師研修) 1か所当たり 1,481千円<br/>         院内助産所・助産師外來助産師等研修事業 1,801千円</p>   |
| 看護師等養成所運営事業<br>(保健師養成所運営事業) | 専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等 | <p>看護教員養成講習会事業<br/>         (看護教員養成講習会) 定員30名まで6,719千円、定員30人以上1名増每に224千円<br/>         (教務主任養成講習会) 606千円／定員1名<br/>         (保健師・助産師教員養成講習会) 280千円／定員1名<br/>         (他県受入加算) 40千円／1名<br/>         看護職員専門分野研修<br/>         (看護職員専門分野研修) 98千円／定員1名<br/>         (認定看護師追加研修) 110千円／定員1名</p> <p>基準額A及び基準額Bの合計額<br/>         (1) 基準額A<br/>         ア 養成所 1か所当たり 8,284,000円<br/>         イ 総定員が20人を超える養成所において<br/>         専任教員分として定員20人増すごとに<br/>         1,842,000円<br/>         ウ 事務職員分として 1か所当たり 536,000円<br/>         エ 生徒数に1人当たり 12,800円を乗じて得た額<br/>         (2) 基準額B<br/>         ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 340,000円<br/>         イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 147,000円</p>   |
| 看護師等養成所運営事業<br>(助産師養成所運営事業) | 専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等 | <p>基準額A及び基準額Bの合計額<br/>         &lt;1年間で教育を行うもの&gt;<br/>         (1) 基準額A<br/>         ア 養成所 1か所当たり 8,284,000円<br/>         イ 総定員が20人を超える養成所において<br/>         専任教員分として定員20人増すごとに<br/>         1,842,000円<br/>         ウ 事務職員分として 1か所当たり 536,000円<br/>         エ 生徒数に1人当たり 141,800円を乗じて得た額<br/>         (2) 基準額B<br/>         ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 340,000円<br/>         イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 147,000円<br/>         ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設<br/>         1か所当たり 4,510,000円</p> <p>&lt;2年間で教育を行うもの&gt;<br/>         (1) 基準額A<br/>         ア 養成所 1か所当たり 4,142,000円<br/>         イ 総定員が20人を超える養成所において<br/>         専任教員分として定員20人増すごとに<br/>         921,000円<br/>         ウ 事務職員分として 1か所当たり 268,000円<br/>         エ 生徒数に1人当たり 141,800円を乗じて得た額<br/>         (2) 基準額B<br/>         ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 340,000円<br/>         イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>         受講者1人当たり 147,000円<br/>         ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設<br/>         1か所当たり 4,510,000円</p> |

## 地域医療介護総合確保基金（看護分）の標準単価

| 事業区分                              | 対象経費                                       | 標準単価  |
|-----------------------------------|--|---|
| 看護師等養成所運営事業<br>(看護師(3年課程)養成所運営事業) | 専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等 | <p>基準額A及び基準額Bの合計額<br/>(全日制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円<br/>イ 総定員が120人を超える養成所において<br/>専任教員分として定員30人増すごとに<br/>1,842,000円<br/>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円<br/>オ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額<br/>カ へき地等の地域における養成所に対する<br/>重点的支援事業実施施設1か所当たり<br/>1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>受講者1人当たり 340,000円<br/>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 12,134,000円<br/>イ 総定員が120人を超える養成所において<br/>専任教員分として定員30人増すごとに<br/>1,381,000円<br/>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円<br/>エ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額<br/>カ へき地等の地域における養成所に対する<br/>重点的支援事業実施施設1か所当たり<br/>1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>受講者1人当たり 340,000円<br/>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>受講者1人当たり 147,000円</p>  |
| 看護師等養成所運営事業<br>(看護師(2年課程)養成所運営事業) | 専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等 | <p>基準額A及び基準額Bの合計額<br/>(全日制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 13,889,000円<br/>イ 総定員が80人を超える養成所において<br/>専任教員分として定員30人増すごとに<br/>1,842,000円<br/>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円<br/>エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額<br/>オ へき地等の地域における養成所に対する<br/>重点的支援事業実施施設1か所当たり<br/>1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>受講者1人当たり 340,000円<br/>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(定時制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,417,000円<br/>イ 総定員が120人を超える養成所において<br/>専任教員分として定員30人増すごとに<br/>1,381,000円<br/>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円<br/>エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額<br/>オ へき地等の地域における養成所に対する<br/>重点的支援事業実施施設1か所当たり<br/>1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>受講者1人当たり 340,000円<br/>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(通情制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 17,081,000円<br/>イ 総定員が500人を超える養成所において<br/>専任教員分として定員100人増すごとに<br/>1,842,000円<br/>ウ 総定員が500人を超える養成所において<br/>添削指導員分として定員100人増すごとに<br/>1,595,000円<br/>エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円<br/>オ 生徒数に1人当たり 3,500円 を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設<br/>受講者1人当たり 340,000円<br/>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設<br/>受講者1人当たり 147,000円</p> |

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準単価

| 事業区分                              | 対象経費  | 標準単価  |
|-----------------------------------|---|---|
| 看護師等養成所運営事業<br>(准看護師養成所運営事業)      | 専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等  | <p>基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>(1) 基準額A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊成所1か所当たり 8,080,000円</li> <li>イ 緊成員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</li> <li>ウ 専任教員分として1か所当たり 536,000円</li> <li>エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</li> <li>オ べき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設 1か所当たり 973,000円</li> </ul> <p>(2) 基準額B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新任看護職員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円</li> <li>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</li> </ul>                  |
| 看護師等養成所運営事業<br>(看護師養成所3年課程導入促進事業) | 専任教員給与費、事務職員給与費 等   | 専任教員等配置経費 1か所当たり 8,408,000円   |
| 看護師等養成所運営事業<br>(助産師養成所開校促進事業)     | 専任教員給与費 等   | 専任教員配置経費 1か所当たり 3,316,000円  |
| 看護師等養成所運営事業<br>(看護師養成所修業年限延長促進事業) | 専任教員給与費 等   | 専任教員配置経費 1か所当たり 3,316,000円  |
| 新人看護職員研修事業                        | 新人看護職員研修事業の実施に必要な経費<br>医療機関受入研修事業の実施に必要な経費  | <p>新人看護職員研修事業<br/>(研修経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新人看護職員が1名のとき 440千円</li> <li>新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 586千円</li> <li>新人看護職員が2名以上のとき 630千円</li> <li>新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円</li> <li>新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円</li> </ul> <p>(教育担当者経費) 215千円／新人看護職員5人毎<br/>(医療機関受入研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名～4名 113千円</li> <li>5名～9名 226千円</li> <li>10名～14名 566千円</li> <li>15名～19名 849千円</li> <li>20名以上 1,132千円</li> <li>20名以上1名増す毎に45千円</li> </ul> |
|                                   | 多施設合同研修事業の実施に必要な経費<br>研修責任者等研修事業の実施に必要な経費<br>新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費                              | <p>多施設合同研修事業<br/>(新人看護職員合同研修) 1,009千円<br/>(新人助産師合同研修) 1,009千円</p> <p>研修責任者等研修事業<br/>(研修責任者研修) 1,171千円<br/>(教育担当者研修) 1,171千円<br/>(実地指導者研修) 1,171千円</p> <p>新人看護職員研修推進事業<br/>(協議会経費) 2,307千円<br/>(アドバイザー派遣経費) 170千円／1か所</p>  |
| 病院内保育所運営事業                        | 病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料(給与費に該当するもの)  | <p>(基本額一保育料収入相当額) × 負担能力指數による調整率<br/>基本額<br/>1(2、4、6) 人×180,800円×運営月数<br/>(加算額)<br/>24時間保育 23,410円×運営日数<br/>病児・病童保育 187,560円×運営月数<br/>緊急一時保育 20,720円×運営日数<br/>児童保育加算 10,670円×運営日数<br/>休日保育加算 11,630円×運営日数</p>   |
| 看護職員確保対策特別事業                      | 総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費  | 43,684千円  |
| 訪問看護推進事業                          | 訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費<br>訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費<br>在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費 | <p>訪問看護推進協議会<br/>(訪問看護推進協議会経費) 298千円<br/>(事務局経費) 2,385千円<br/>(実態調査費) 244千円</p> <p>訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修<br/>(訪問看護事業所の看護師の研修) 685千円<br/>(医療機関の看護師の研修) 316千円<br/>(訪問看護事業所間の相互研修) 508千円</p> <p>在宅医療普及啓発事業<br/>(フォーラム等開催費) 198千円<br/>(普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円</p>   |
| 看護職員の就労環境改善事業                     | 就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費<br>就労環境改善研修事業の実施に必要な経費<br>就労環境改善支援事業の実施に必要な経費                         | <p>(就業環境改善相談・指導者派遣事業)<br/>総合相談窓口設置経費 3,911千円<br/>アドバイザー派遣経費 684千円<br/>(就労環境改善研修事業) 824千円</p> <p>(就労環境改善支援事業) 2,291千円</p>  |

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

| 事業区分                  | 対象経費                                   | 標準単価          |
|-----------------------|--|---------------|
| 看護補助者活用推進事業           | 看護補助者活用推進事業に必要な経費                      | 1医療圏あたり 328千円 |
| 在宅歯科医療連携室整備事業         | 在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費                    | 4,058千円       |
| 看護師等養成所初度設備整備事業       | 標本、模型及び教育用機械器具等の購入費                    | 21,735千円      |
| 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業   | 看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費               | 2,650千円       |
| 院内助産所・助産師外来設備整備事業     | 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費 | 3,811千円       |
| 在宅歯科診療設備整備事業          | 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費                  | 3,638千円       |
| がん診療施設設備整備事業          | がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費     | 31,500千円      |
| 医学的リハビリテーション施設設備整備事業  | 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費         | 10,500千円      |
| 歯科衛生士養成所初度設備整備事業      | 標本、模型及び教育用機械器具の購入費                     | 11,000千円      |
| 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業 | 口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費                    | 1,432千円       |

|                          |                     |                            |
|--------------------------|---------------------|----------------------------|
| 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業 | 医療機関の施設整備費用(新築、増改築) | 1 m <sup>2</sup> 当たり 360千円 |
|--------------------------|---------------------|----------------------------|

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類似の補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。

## 地域医療介護総合確保基金による平成29年度計画事業(案)一覧

### 事業区分I (地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)

| H28年度 新基金上<br>事業名                           |                      | H29年度 県歳出予算<br>事業名                  |          | 事業<br>区分  | 事業概要【基金調査票提出用】 |             | H28年度<br>基金充当<br>予定額 | H29年度<br>基金充当<br>要望額<br>(査定前) | H29年度<br>基金充当<br>要望額<br>(査定後) | 継続<br>or<br>新規    | 継続の場合の<br>H28年度まで<br>の財源 | (単位:千円)<br>担当課 |
|---|----------------------|-------------------------------------|----------|---|----------------|-------------|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|--------------------------|----------------|
| H28年度<br>新基金上<br>事業名                        | H29年度<br>新基金上<br>事業名 | 事業<br>区分                            | 事業<br>区分 |   | 事業<br>区分       | 事業<br>区分    |                      |                               |                               |                   |                          |                |
| 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業[H28～H30]           | H27<br>新規            | 病床機能分化促進事業<br>[H28～H30]             | ①        | 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等の回復期機能として必要な病棟の新築、増改築、改修、備品の購入などをを行う医療機関の支援を実施し、地域医療構想の推進を図る。  | 369,585        | 終了<br>(※予定) | 143,130              | —                             | —                             | H27～:新基金          | 医療政策課<br>(地域医療担当)        |                |
| かかりつけ連携手帳普及推進事業[H29医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会提案事業] | H29<br>新規            | かかりつけ連携手帳普及推進事業                     | ①        | 病病連携、病診連携、医療・介護連携を推進するためのICTシステムについては、通信環境が整ってないことや、ICT機器に未習熟な事業者が存在していること等からの理由により、現時点では全ての地域で導入することが困難なことから、関係機関は患者情報の共有を図るためにナロウリンク連携用の手帳を作成し、ICTシステムと並行して、普及・啓発を行い、関係機関の連携を推進する。                        | —              | 3,791       | 2,531                | 新規                            | —                             | —                 | 医療政策課<br>(地域医療担当)        |                |
| 医療機関転院支援システム構築事業[H29～H31]<br>[H29高知大学提案事業]  | H29<br>新規            | 医療機関転院支援システム構築事業<br>[H29～H31]       | ①        | 地域医療連携を推進していく上で、病床の機能分化・連携が重要となってくるが、現実には患者の状態に応じた病床への転院は進んでいない。したがって、県内の医療機関の医療機能、現在の空床状況や今後の空床予定を検索することで、患者の病状に合った医療機関を把握できるシステムを構築し、病院間での転院を促進し、病床機能分化を図る。   | —              | 55,502      | 55,502               | 新規                            | —                             | —                 | 医療政策課<br>(地域医療担当)        |                |
| 病床機能分化・連携推進等体制整備事業[H29県立大学提案事業]             | H28<br>新規            | 病床機能分化・連携推進等体制整備事業<br>[旧退院支援体制推進事業] | ①        | 本事業は、効果的・効率的な病床転換を推進するために、平成28年度に策定した退院支援体制構築のための指針の活用推進を図るとともに、本指針を活用して、病院の退院支援体制の構築及び退院支援・退院調整を行なうことができ、かつ、地域のコーディネーターや管理者となる者を養成するための研修等を実施し、これらを通して、事例・病院の機能、地域の状況に合わせた退院支援が展開できる能力を修得可能な研修プログラムの作成を行う。 | 5,990          | 8,967       | 8,967                | 継続<br>【拡充】                    | H28～:新基金                      | 医療政策課<br>(地域医療担当) |                          |                |
| 中山間地域等病床機能分化・連携体制整備事業                       | H27<br>新規            | 中山間地域等訪問看護師育成事業                     | ①        | 本事業は地域医療構想の実現に向けて回復期の病床機能分化を推進するため、訪問看護未経験者等を対象とし専門的な教育により地域における医療機関の連携や医療介護連携をコーディネートできる訪問看護師を育成し、地域における療養者の受け皿を増やすとともに病院における退院調整支援に携わる人材の育成を図る。   | 53,120         | 53,120      | 53,120               | 継続                            | H27～:新基金                      | 医療政策課<br>(看護担当)   |                          |                |
| 小計  |                      |                                     |          |   | 428,695        | 121,380     | 263,250              | 141,870                       |                               |                   |                          |                |

### 事業区分II (居宅等における医療の提供に関する事業)

| H28年度 新基金上<br>事業名                         |                      | H29年度 県歳出予算<br>事業名                        |          | 事業<br>区分  | 事業概要【基金調査票提出用】 |          | H28年度<br>基金充当<br>予定額 | H29年度<br>基金充当<br>要望額<br>(査定前) | H29年度<br>基金充当<br>要望額<br>(査定後)                   | 継続<br>or<br>新規                       | 継続の場合の<br>H28年度まで<br>の財源 | (単位:千円)<br>担当課 |
|---|----------------------|---|----------|---|----------------|----------|----------------------|-------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------|----------------|
| H28年度<br>新基金上<br>事業名                      | H29年度<br>新基金上<br>事業名 | 事業<br>区分                                  | 事業<br>区分 |   | 事業<br>区分       | 事業<br>区分 |                      |                               |   |                                      |                          |                |
| 訪問看護推進事業                                  | 旧国                   | 訪問看護推進事業                                  | ②        | 訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。   | 280            | 280      | 307                  | 継続                            | ～H25:国庫補助<br>H26～:新基金                           | 医療政策課<br>(看護担当)                      |                          |                |
| 訪問看護師研修事業                                 | 再基                   | 訪問看護師研修事業                                 | ②        | 在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。   | 1,536          | 1,536    | 1,486                | 継続                            | ～H26:再生基金<br>H27:新基金                            | 医療政策課<br>(看護担当)                      |                          |                |
| 訪問看護実践研修事業                                | 再基                   | 訪問看護実践研修事業                                | ②        | 大学病院の専門医療チーム（専門看護師、認定看護師含む）が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルティングを行なうことにより、在宅医療・看護技術・介護技術、アセスメント能力を高めるための知識・技術の向上を図る。   | 2,160          | 2,160    | 2,160                | 継続                            | ～H26:再生基金<br>H27:新基金                            | 医療政策課<br>(看護担当)                      |                          |                |
| 中山間地域等訪問看護体制強化・育成事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ]       | H27<br>再基            | 中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ]      | ②        | 本事業は、移動時間等が長く、不採算となってしまう中山間地域等への訪問看護サービス提供体制の確保を目的として、市街地等に所在する訪問看護ステーションの訪問看護師等による訪問看護の支援を行うこと今後、病床の機能分化や病床転換に伴う療養者の受け皿となる在宅医療への需要の高まりに対応し、住み慣れた地域で在宅療養ができる環境整備を行うことにより、在宅医療の推進に資することを目的としている。 | 26,375         | 26,225   | 32,329               | 継続                            | ～H27:再生基金<br>H27:再生基金<br>25,662千円               | 医療政策課<br>(看護担当)                      |                          |                |
| 医療従事者レベルアップ事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ]             | 再基                   | 医療従事者レベルアップ事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ]             | ②        | 本事業は、医療従事者団体や病院等が実施する在宅医療に係る研修に対し、専門知識を持つ講師派遣を実施することにより、多職種の関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受け入につなげ、病床の機能分化及び連携の推進に資することを目的としている。  | 900            | 900      | 900                  | 継続                            | H26:再生基金<br>H27～:新基金                            | 医療政策課<br>(地域医療担当)                    |                          |                |
| がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ] | H27<br>新規            | がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修事業<br>[事業区分②⇒①⇒②へ] | ②        | 本事業は、がん患者の在宅への移行がスムーズに行えるように、医療介護の多職種連携により安心してサービスを提供・提供できる体制を整備するため、在宅療養支援診療所、訪問看護ST、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問調剤薬局等での実地研修を行い、在宅医療に取り組む人材の確保及び育成を行うことによって、病床の機能分化及び連携の推進に資することを目的としている。              | 1,702          | 1,593    | 1,591                | 継続                            | H27～:新基金  | 健康対策課<br>(がん・企画担当)                   |                          |                |
| 脳卒中医療連携体制整備事業<br>[事業区分①⇒②]                | 再基                   | 脳卒中患者実態調査事業<br>[事業区分①⇒②]                  | ②        | 本事業は、在宅医療を必要とする主要な疾患である脳卒中の患者について、詳細な実態調査を行い、情報不足であった維持期・在宅療養等や急性期・回復期の情報を分析・共有することで、在宅療養を含めた脳卒中医療連携体制の強化を推進する。   | 952            | 952      | 952                  | 継続                            | ～H26:再生基金<br>H27～:新基金                           | 医療政策課<br>(地域医療担当)                    |                          |                |
| 在宅歯科医療連携室整備事業                             | 旧国                   | 在宅歯科医療連携室整備事業<br>[中央部]                    | ②        | 病気やがけて通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようになるため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。   | 9,274          | 9,276    | 9,202                | 継続                            | H22～H25:国<br>費+再生基金<br>H26～H27:新<br>基金+再生基<br>金 | 健康長寿<br>政策課<br>(よさこい<br>健康プラン<br>21) |                          |                |
| 在宅歯科医療連携室整備事業<br>[歯科医師会提案事業]              | H29<br>新規            | 在宅歯科医療連携室整備事業<br>[サテライト幅多]                | ②        | 幅多地域に在宅歯科連携室のサテライトを設置し、訪問診療のサービス調整等の機能を有する口腔ケアチームの組織化を進め、訪問診療体制の構築支援を図る。  | —              | 5,226    | 5,136                | 新規                            | —   | 健康長寿<br>政策課<br>(よさこい<br>健康プラン<br>21) |                          |                |
| 小計  |                      |   |          |   | 43,179         | 48,148   | 54,063               | 5,915                         |   |                                      |                          |                |

事業区分Ⅲ（医療従事者の確保に関する事業）

(単位:千円)

| H28年度 新基金上<br>事業名                      | H29年度 県歳出予算<br>事業名 |   | 事業<br>区分 | 事業概要【基金調査票提出用】   | H28年度<br>基金充當<br>予定額 | H29年度<br>基金充當<br>要望額<br>(査定前) | H29年度<br>基金充當<br>要望額<br>(査定後) | 継続<br>or<br>新規 | 継続の場合の<br>H28年度までの<br>財源      | 担当課                                 |
|--|--------------------|---|----------|--|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 地域医療支援センター<br>運営事業                     | 再基                 | 地域医療支援センター運営事業<br>【※下記、旧国庫補助金分と重複】        | (3)      | 医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、地域医療の確保を図る。   | 286,926              | 40,070                        | 276,701                       | 継続             | H26～：再生基<br>金+新基金             | 医師確保・<br>育成支援課                      |
|  | 旧国                 | 地域医療支援センター運営事業<br>【※上記、再生基金事業と重複】         |          |  | 8,000                | 8,000                         | 7,000                         | 継続             | H26～：再生基<br>金+新基金             | 医師確保・<br>育成支援課                      |
| 中山間地域等医療提供体<br>制確保対策事業<br>【事業区分③⇒①⇒③へ】 | H27<br>再基          | 高知県地域医療支援講座<br>（寄附講座設置事業）<br>【事業区分③⇒①⇒③へ】 | (3)      | 本事業は、本県の課題となっている中山間地域など医療サービスが偏在する地域において、医療提供体制の確保を図るために、偏在地における中核的な医療機関に、医師を派遣することで、医師の地域偏在の緩和を行い、医療従事者の確保・養成に資すること目的としている。                               | 50,000               | 50,000                        | 50,000                        | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 医師確保・<br>育成支援課                      |
| 産科医・新生児医療担当<br>医等確保支援事業                | 旧国                 | 産科医等確保支援事業                                | (3)      | 産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、待遇改善を通して、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。  | 34,932               | 33,866                        | 33,866                        | 継続             | ～H25：国庫補助<br>H26～：新基金         | 健康対策<br>課（周産期・<br>母子保健）             |
|  | 旧国                 | 新生児医療担当医確保支援事業                            |          | 医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に從事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の待遇改善を図る。   | 1,246                | 1,132                         | 1,132                         | 継続             | ～H25：国庫補助<br>H26～：新基金         | 健康対策<br>課（周産期・<br>母子保健）             |
| 救急医養成事業                                | H27<br>再基          | 災害・救急医療学講座<br>（寄附講座設置事業）                  | (3)      | 本事業は、県内における救急医療に関する教育・研究・診療・県民への普及等の取り組みの支援を行うことにより、県内の救急医療の質の向上と救急医療をはじめとした医療人材の確保及び育成に資すること目的としている。  | 20,000               | 南トラ梓へ                         | 20,000                        | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 医療政策<br>課（救護計画<br>担当）               |
| 精神科医養成事業                               | H27<br>再基          | 精神科医養成事業<br>（地域精神医療寄付講座）                  | (3)      | 本事業は、県内における精神科医療の実情や必要性を反映した教育・研究・診療等の活動を実施し、高知県の地域精神医療を担う精神科医師の確保及び育成を図るために支援を行ふことにより、医療従事者等の確保・育成に資すること目的としている。【協定はH28～H30の3年で締結】                        | 23,000               | 23,000                        | 23,000                        | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 障害保健<br>福祉課（精神保健<br>福祉担当）           |
| 発達障害専門医師育成事<br>業                       | H27<br>新規          | 発達障害専門医師育成事業                              | (3)      | 本事業は、発達障害に関する専門医師・医療従事者等の育成を推進する観点から、国内外の専門家を招請しての研修会の実施、及び国内外への研修会への医師・医療従事者等の派遣などをを行うことにより、発達障害に関する専門医師及び医療従事者等の確保・育成に資すること目的としている。                      | 6,000                | 5,542                         | 5,264                         | 継続             | H25：再生基金<br>H26～一財<br>H27：新基金 | 障害保健<br>福祉課（当事者<br>担当）              |
| JATEC研修事業                              | H27<br>再基          | JATEC研修事業                                 | (3)      | 本事業は、救急医療に取組む人材の確保・育成の観点から、医師を対象とした外傷初期診療の技術（JATEC）の習得及び向上を図り、救急医療体制を維持することによって、医療従事者の確保・養成に資すること目的としている。  | 1,600                | 南トラ梓へ                         | 965                           | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 医療政策<br>課（救急・災<br>害医療担当）            |
| 輸番制小児救急勤務医支<br>援事業                     | H27<br>再基          | 輸番制小児救急勤務医支援事業                            | (3)      | 本事業は、小児救急医療体制の維持を図ることを目的に、小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医医師に対する手当の支援の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資すること目的としている。  | 4,000                | 4,260                         | 4,260                         | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 医療政策<br>課（救急・災<br>害医療担当）            |
| 小児救急トライアージ担当看<br>護師設置支援事業              | H27-<br>再基         | 小児救急トライアージ担当看護師設<br>置支援事業                 | (3)      | 本事業は、小児救急医療体制の確保と充実を図ることを目的として、小児救急患者のトライアージを担当する看護師を設置する医療機関に対し、看護師設置に必要な費用の支援を行うことにより、医療従事者等の確保・養成に資すること目的としている。   | 3,561                | 3,400                         | 3,400                         | 継続             | ～H27：再生基<br>金                 | 医療政策<br>課（救急・災<br>害医療担当）            |
| 女性医師等就労環境改善<br>事業                      | 旧国                 | 女性医師等就労環境改善事業                             | (3)      | 出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための相談窓口を設置し復職を支援するとともに、病後児保育を実施する医療機関の支援を行い、女性医師の就業環境を整備する。  | 3,953                | 1,361                         | 1,361                         | 継続             | 再生基金<br>+新基金                  | 医師確保・<br>育成支援課                      |
| 新人看護職員研修事業                             | 旧国                 | 新人看護職員研修事業                                | (3)      | 看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。  | 13,752               | 13,752                        | 14,416                        | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（看護担当）                     |
| 看護職員資質向上推進事<br>業                       | 旧国                 | 看護職員資質向上推進事業                              | (3)      | 看護職員を対象とした資質向上を図るために研修等を開催するための経費に対して支援を行うとともに、院内助産所等開設促進及び助産師外來で勤務する助産師の資質向上を目的とした研修会を実施する。   | 5,920                | 6,261                         | 5,798                         | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（5,920）、<br>健康対策<br>課(268) |
| 看護職員確保対策特別事<br>業                       | 旧国                 | 看護職員確保対策特別事業                              | (3)      | 地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の展開を図る。   | 9,230                | 9,230                         | 10,348                        | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>～H26～新基金     | 医療政策<br>課（看護担当）                     |
| 看護師等養成所運営等事<br>業                       | 旧国                 | 看護師等養成所運営等事業                              | (3)      | 看護学生の学習環境の質を保ち、学校運営を継続していくために、看護師等養成所の運営に必要な人件費、教材費、実習施設謝金等経費に対して助理工事を行い、適切な学校運営の支援を図る。  | 124,589              | 123,708                       | 123,709                       | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（看護担当）                     |
| 看護職員の就労環境改善<br>事業                      | 旧国                 | 看護職員の就労環境改善事業                             | (3)      | 看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドバイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し看護師確保のための改善に取り組む。   | 626                  | 626                           | 626                           | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（看護担当）                     |
| 薬剤師確保対策事業                              | H27<br>新規          | 薬剤師確保対策事業                                 | (3)      | 本事業は、県内の病院や薬局などにおける薬剤師の確保を推進する観点から、県内の薬剤師求人情報の発信を行ふ事業として、薬剤師求人情報を一元化したホームページの充実や周知にかかる経費や、薬学生等を対象とした就職説明会での県内就職を呼び掛けるための経費等を支援することにより、医療従事者を確保すること目的としている。 | 780                  | 800                           | 800                           | 継続             | H27～：新基<br>金                  | 医事業務<br>課（薬事指導<br>担当）               |
| 医療勤務環境改善支援セ<br>ンター設置事業                 | 旧国                 | 医療勤務環境改善支援センター設<br>置事業                    | (3)      | 医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行う。  | 4,790                | 4,790                         | 4,790                         | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医師確保・<br>育成支援課                      |
| 院内保育所運営事業                              | 旧国                 | 院内保育所運営事業                                 | (3)      | 医療従事者の離職防止・再就職の促進及び病児等保育の実施を図るため、医療機関が実施する院内保育所の運営に対し補助をする。  | 104,341              | 114,290                       | 114,290                       | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（看護担当）                     |
| 小児救急医療体制整備事<br>業                       | 旧国                 | 小児救急医療体制整備事業                              | (3)      | 休日夜間における小児救急患者の二次救急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的5病院が、二次輪番体制で小児の重症救急患者に対応する。  | 12,152               | 12,135                        | 12,135                        | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（救急・災<br>害医療担当）            |
| 小児救急電話相談事業                             | 旧国                 | 小児救急電話相談事業                                | (3)      | 夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。  | 9,005                | 9,182                         | 9,182                         | 継続             | ～H25：国庫補<br>助<br>H26～：新基金     | 医療政策<br>課（救急・災<br>害医療担当）            |
| 小計                                     |                    |   |          |  | 728,403              | 465,405                       | 723,043                       | 257,638        | 0                             |                                     |
| 事業区分Ⅱ + Ⅲ 合計                           |                    |   |          |  | 771,582              | 513,553                       | 777,106                       | 263,553        |                               |                                     |
| 平成29年度基金計画事業合計                         |                    |   |          |  | 1,200,277            | 634,933                       | 1,040,356                     | 405,423        | 0                             |                                     |

**平成29年度地域医療介護総合確保基金  
事業提案依頼先関係団体一覧**

| 機関名          |  |
|--------------|--|
| <b>職能団体</b>  | 高知県医師会<br>高知県看護協会<br>高知県薬剤師会<br>高知県歯科医師会<br>高知県栄養士会<br>高知県言語聴覚士会<br>高知県理学療法士協会<br>高知県作業療法士会<br>高知県臨床心理士会<br>高知県訪問看護ステーション連絡協議会<br>日本精神科看護協会高知県支部<br>高知県リハビリテーション研究会<br>高知県医療ソーシャルワーカー協会<br>高知県歯科衛生士会<br>高知県病院薬剤師会<br>高知県臨床工学会<br>高知県助産師会 |
| <b>病院団体</b>  | 日本病院会高知県支部<br>全日本病院協会高知県支部<br>高知県医療法人協会<br>高知県精神科病院協会<br>日本精神科病院協会高知県支部<br>高知県回復期リハビリテーション病棟連絡会<br>高知県有床診療所協議会<br>高知CKD病診連携協議会   |
| <b>大学</b>    | 高知大学<br>高知県立大学<br>高知工科大学<br>高知学園短大   |
| <b>公的病院</b>  | 全国自治体病院協議会高知県支部<br>日本赤十字社高知県支部<br>高知県・高知市病院企業団<br>独立行政法人地域医療推進機構高知西病院<br>独立行政法人国立病院機構高知病院<br>高知県公営企業局<br>JA高知厚生連   |
| <b>市町村</b>   | 県内全市町村   |
| <b>保険者団体</b> | 高知県保険者協議会<br>全国健康保険協会高知支部<br>健康保険組合連合会高知連合会<br>高知県国民健康保険団体連合会  |
| <b>関係団体</b>  | 高知県へき地医療協議会<br>高知県医療再生機構   |

28 高医政第 376 号  
平成 28 年 7 月 28 日

(別 紙) 様

高知県健康政策部医療政策課長

地域医療介護総合確保基金を用いた平成 29 年度事業【医療分】提案について（依頼）

○  
平素は、本県の医療行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。さて、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に想定されている医療需要のピークに対応できる医療提供体制を構築するために、医療法の改正による制度面での対応に併せ、在宅医療や介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成等を目的として、消費税の増税分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成 26 年度に国により創設がなされ、各都道府県において、この基金を用いた事業が実施されております。

したがいまして、平成 29 年度計画（医療分）を策定するにあたりまして、この基金を有効に活用するために、昨年度に引き続きまして、関係団体及び関係機関の皆様から事業のご提案をいただくこととしました。

つきましては、別紙 1 「募集要項」をご熟読のうえ、この制度の対象となる事業についてご提案がございましたら、別紙 2 「提案書作成要領」に従い、「平成 29 年度事業【医療分】提案書」に、必要事項を記載のうえ、ご提出をいただきますようお願いします。

○連絡先

高知県健康政策部医療政策課：藤本、久米、川崎  
TEL：088-823-9625  
FAX：088-823-9137  
Email：131301@ken3.pref.kochi.lg.jp

## 地域医療介護総合確保基金(平成29年度県計画)【医療分】 事業提案募集要項

### 1 地域医療介護総合確保基金の概要【別添「参考資料」のP.1のとおり】

- \* 団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護需要のピークが予測されている2025年を見据えた際に病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・養成、勤務環境の改善といった医療・介護サービスの「効率的かつ質の高い提供体制の構築」や「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっています。
- \* 上記の課題に対応するために、医療介護総合確保促進法に基づく消費税の増税分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が国により創設され、平成26年度よりこの基金を用いた事業が実施されております。

### 2 事業提案募集の趣旨

- \* この基金は、国からの交付金及び県の一般財源を県で基金として造成し、県により策定した計画に基づき、本基金を活用した事業を実施するものです。
- \* 今回は「平成29年度県計画」に記載するための「医療分」の新規事業の提案募集を行うものです。

### 3 基金(医療分)の対象事業について【別添「参考資料」のP.2~P.6のとおり】

- \* 地域医療介護総合確保基金(医療分)は、以下の①~③に該当する事業が対象となりますので、事業提案は、その対象事業のいずれかに合致するものであることが前提となります。  
※国が示した本基金(医療分)による対象事業例をご参考ください。
  - ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - ② 居宅等における医療の提供に関する事業【在宅医療に関する事業】
  - ③ 医療従事者の確保に関する事業

※國の方針として、基金の配分については、「①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業」や「地域医療構想に基づく不足が見込まれる必要病床（高知県では回復期病床）への転換を行うために必要となる人材の確保」などに重点配分が行われております。上記②及び③の事業区分については、都道府県の要望額に対して、国から示される内示額が大幅にかい離している状況が平成27年度以降続いていること、新規事業の採択自体が非常に厳しいものとなっていますので、こちらにつきましては、費用対効果や事業の目標や得られる成果、必要性等を十分精査を行った上でご提出をお願い致します。

### 4 提案募集期限について

平成28年8月31日(水)まで(必着)【提出期限は厳守でお願い致します。】

※提出期限を過ぎたものについては、原則として、受付出来ませんので、ご了承ください。

### 5 「提案書」の提出方法について

「地域医療介護総合確保基金を用いた平成29年度事業【医療分】提案書」に必要事項を記載のうえ、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

※「提案書」の様式等は高知県健康政策部医療政策課のホームページよりダウンロードできます。ホームページURL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301/>

## 6 提出先・問い合わせ先

高知県健康政策部医療政策課 地域医療担当（藤本、久米、川崎）

電話 088-823-9625

電子メール 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

ファックス 088-823-9137

## 7 事業提案募集から平成29年度予算編成までの主なスケジュール（予定）

平成28年8月末まで 事業提案募集

平成28年9月から 提案内容に応じて、県庁内の事業担当課により、事業提案団体への内容等の確認（内容によっては、実施しない場合もある。）

平成28年10月から 事業化が可能と判断したものについて、予算要求等の作業

## 8 留意事項及び「提案書」記入上の注意点

- \* 今回募集する事業は、平成29年度から開始する「医療分」の事業が対象です。介護分は別途、関係団体等へ実施しています。
- \* 事業期間については、原則1年間とします。  
※「対象事業」のうち①に該当する事業については、実施期間を複数年（原則3カ年）とすることは可能です。ただし、毎年度恒常的に実施する事業については、単年度となります。
- \* 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象にはならないとされていますので、他の補助金が活用できないか十分に精査してください。
- \* 地域の医療課題の解決とならないような個別の病院等のための事業については対象外となります。（例：一般的な設備の導入や更新、人件費の補助等）
- \* 事業者負担について
  - ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求める。  
※施設整備・設備整備については原則1/2以内。
  - ・地域の課題解決のためなど政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。
- \* 事業の目標・成果及びその事後評価について
  - ・基金を活用する事業については、実施する事業の内容、目標及び事業の実施により得られる成果を数値化することが求められています。そのため、事業提案にあたっては、「提案書作成要領」及び調査票の様式に従って、現在の状況や課題、事業目標等を数値で示すようにしてください。
  - ・県計画に掲載された事業については、事業期間に関わらず、毎年度事業評価を行うこととされており、事業継続の有効性等を確認した上で、次年度以降の継続可否を検討していきます。

## 9 提出頂いた「事業提案調査票」の取扱い

- \* 提出いただきました事業につきましては、提案内容に応じて、必要な場合は県庁内の事業担当課により事業提案団体への内容等の確認を行うとともに、実現の可能性や費用対効果などを県医師会などの関係機関や県関係各課と協議を行い、事業化の検討を行いますので、ご提案いただいた事業が必ず事業化されるというわけではないこと、また、提案の内容がそのまま事業化されるわけではないことをご了承ください。
- \* 提出いただきました事業につきまして、当課より個別に事業化されたかどうかを回答するものではないことにつきましても重ねてご了承ください。

## 地域医療介護総合確保基金を用いた平成29年度事業【医療分】提案書

|   |                                      |        |              |
|---|--------------------------------------|--------|--------------|
| 機関・団体名  |                                      |        |              |
| 担当者   | 所属                                   | 電話番号   |              |
|   | 職名                                   | FAX    |              |
|   | 氏名                                   | E-mail |              |
| 事業（案）の名称  |                                      |        |              |
| 対象事業の区分<br>※該当する区分に○を入れるともに該当する事業例の番号を記入してください。   |                                      |        |              |
| ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業【事業例番号（　　）】<br>②居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療に関する事業）【事業例番号（　　）】<br>③医療従事者の確保に関する事業【事業例番号（　　）】 |                                      |        |              |
| 事業の実施主体   |                                      |        |              |
| 事業の対象となる医療介護総合確保区域<br>1 県全域 2 安芸圏域 3 中央圏域 4 高幡圏域 5 幡多圏域   |                                      |        |              |
| 事業について  | 現状と課題                                |        |              |
|   | ※現状と課題を踏まえた必要性について、記入してください。         |        |              |
|   | 事業の必要性                               |        |              |
|   | ※目標とする事項と、定量的な成果指標（数値目標）を必ず記入してください。 |        |              |
|   | 事業の目標                                |        |              |
|   | 事業内容                                 |        |              |
| 事業の効果   | 平成 年 月 ~ 平成 年 月                      |        |              |
|   | ※事業を実施することで得られる直接的な効果・成果を記入してください。   |        |              |
| 事業に要する費用の額（概算）  | 総事業費                                 | 千円     | （うち、基金充当希望額） |
|   | 千円                                   |        |              |
| 【内訳】  |                                      |        |              |
| 備考  |                                      |        |              |

## 地域医療介護総合確保基金を用いた平成29年度事業【医療分】提案書

## 【作成要領】

## ＊ 共通事項

- 定量的かつ具体的に、箇条書きで記載してください。
- できるだけ平易な文章で記載してください。
- メール提出分は、調査票はエクセル形式で、その他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ、ご提出ください。
- 適宜、「行」の高さを調節してください。複数のページにまたがっても良いです。
- 「行」「列」「セル」の結合、挿入、削除はしないでください。
- 本作成要領に沿っておらず、不明な箇所等があれば、期限内での補正をお願いする場合がありますので、ご留意願います。

## ＊ 「対象事業の区分」について

- 別添の「地域医療介護総合確保基金の対象事業例」から該当するもの（または最も近いもの）を選択して記載してください。該当するものが無い場合は「99」と記入してください。

## ＊ 「事業の実施主体」について

- 個別の病院等のための事業ではなく、地域の医療課題の解決となり得るようなものは、原則として提案者が「事業の実施主体」となります。
- 連携する団体等がある場合には、当該団体等と調整のうえ、ご提出ください。

## ＊ 「事業の目標」について

- 「事業の目標」については、県の保健医療計画等の目標数値や地域医療構想などにおける関連性などを可能な限り記載してください。

## ＊ 「事業内容」について

- 事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとに内容を記載してください。

## ＊ 「事業に要する費用の額」について

- 「総事業費」は、県からの助成額（基金充当額）ではなく、当該事業で発生する経費の額です。
- 金額の単位は全て「千円単位」で記載してください。
  - ①積算内訳（算出方法説明資料）と、それを確認できる②物証（見積等）があれば添付してください。
  - ①の各項目と②が合致できるように、番号等を付記し、順番を整えてください。
- 事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとの見込み額を記載してください。

# 平成 27 年度高知県計画に関する 事後評価

平成 28 年 9 月  
高知県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出  
するとともに、公表することに努めるものとする。

## 1. 事後評価のプロセス

### (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

平成 27 年度計画（医療分）の事後評価については、平成 28 年 10 月以降の高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会及び高知県医療審議会において、意見聴取を実施予定。

### (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・

・

## 2. 目標の達成状況

平成27年度高知県計画に規定する目標を再掲し、平成27年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■高知県全体（目標）

#### ① 高知県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

高知県においては、病床機能の分化・連携を推進するため、地域医療構想策定前ではあるものの既に不足が見込まれている回復期機能の増床や地域におけるICTの活用を図るとともに、医師や看護師などの医療従事者及び介護人材の確保や、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療の推進に向けた多職種間の連携強化や介護施設等の整備・充実などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、県民がそれぞれの地域において、安心して生活できることを目標とする。

- ・地域医療連携ネットワークへの保険医療機関の加入割合：30%（平成30年度末）
- ・回復期機能の病床：200床増加（平成27, 28, 29年度の合計）
- ・県内初期臨床研修医 52人 → 60人（平成29年度）

### □高知県全体（達成状況）

#### 1) 目標の達成状況

- ・地域医療連携ネットワーク構築のためのシステム仕様の検討及び協議会組織の法人化設立準備として、一般社団法人の機関設計並びに定款案及び運営に必要な16の規程案を作成。
- ・回復期病床数 H26年度：1,571床→H27年度：1,642床 【71床増加】
- ・県内初期臨床研修医 52人 → 59人（平成27年度）

#### 2) 見解

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

病病連携・病診連携を推進するための県下全域のネットワーク構築に係る仕様等について、検討を行うとともにシステム運営を行うための組織設立の準備を行うことが出来た。

また、療養病床入院患者実態調査、県内脳卒中急性期患者の調査・分析の結果による現況を把握し、本県の実状に合った地域医療構想への反映につなげることが出来た。

そして、地域医療構想策定前であるものの既に不足が見込まれている回復期病床も地域医療構想や必要病床数の周知を行うことにより増加した。

## ② 居宅等における医療の提供に関する事業について

訪問看護師の養成や訪問看護師を対象とした研修事業の実施や在宅歯科に関する事業などを実施することにより、地域包括ケアシステムを構築するための人材育成及び地域連携・多職種連携の体制整備が図られるとともに、訪問件数等の増加にもつながった。

- ・訪問看護師研修受講者：60名 ⇒ 61名
- ・訪問看護実践研修利用施設：20施設 ⇒ 12施設
- ・新任訪問看護師の養成：6名 ⇒ 6名
- ・小児訪問看護師の養成：1名 ⇒ 1名
- ・在宅医療研修受講機関数：3機関以上 ⇒ 2機関
- ・在宅歯科医療連携室利用患者数：年間100名以上 ⇒ 67名
- ・在宅歯科医療機器整備機関数：7機関以上増加 ⇒ 9機関
- ・在宅歯科医療従事者研修回数：3回 ⇒ 4回

## ④ 医療従事者の確保に関する事業について

○地域医療支援センターの運営等により、県外からの医師招聘や医師の適正配置調整、若手医師への魅力あるキャリア形成支援等を行い、深刻化する医師の地域編在への対応や医師の招聘や確保を図ることが出来たとともに、県内初期臨床研修医の増加にもつながった。

○看護師養成所の運営や看護師に対する研修や就労環境を充実させるための様々な事業を実施することにより看護師の確保・養成につなげることが出来た。

○産科医や新生児医療に従事する医師に対する支援を実施し、処遇改善を図ることで、県内の産科医療体制等の維持を図ることが出来た。

- ・産科医療機関及び産科医の数を維持：分娩取扱施設数：16 ⇒ 16  
分娩取扱施設の医師数：41人 ⇒ 41人
- ・手当を支給している新生児医療に従事する医師数を維持：25人 ⇒ 24人
- ・医科・歯科連携研修回数：5回 ⇒ 18回
- ・歯周病出前講座受講者数：5回 ⇒ 5回
- ・新人看護職員研修事業実施施設：22施設 ⇒ 21施設
- ・看護師養成所最終学年卒業者数：271人 ⇒ 261人
- ・病院内保育所運営施設を維持：26施設 ⇒ 26施設
- ・輪番病院深夜帯受信者：7人以下／日 ⇒ 6.2人／日

### 3) 目標の継続状況

- 平成28年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成28年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### ■安芸保健医療圏

- ① 安芸区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標  
目標は県全体に準ずる。
- ② 計画期間  
平成 27 年度～平成 29 年度

### □安芸保健医療圏（達成状況）

- 1) 目標の達成状況 及び 2) 見解  
高知県全域と同様

### ■中央保健医療圏

- ① 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標  
目標は県全体に準ずる。
- ② 計画期間  
平成 27 年度～平成 29 年度

### □中央保健医療圏（達成状況）

- 1) 目標の達成状況 及び 2) 見解  
高知県全域と同様

### ■高幡保健医療圏

- ① 高幡区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標  
目標は県全体に準ずる。
- ② 計画期間  
平成 27 年度～平成 29 年度

### □高幡保健医療圏（達成状況）

- 1) 目標の達成状況 及び 2) 見解  
高知県全域と同様

### ■幡多保健医療圏

- ① 瓢多区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標  
目標は県全体に準ずる。
- ② 計画期間  
平成 27 年度～平成 29 年度

### □幡多保健医療圏（達成状況）

- 1) 目標の達成状況 及び 2) 見解  
高知県全域と同様

（以下、略）

### 3. 事業の実施状況

平成27年度高知県計画に規定した事業について、平成27年度終了時における事業の実施状況を記載。

| 事業の区分            | 1. 医療機能の分化・連携に関する事業  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 事業名              | 【NO.1】<br>地域連携ネットワーク構築事業   | 【総事業費】<br>990,091 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                      |
| 事業の実施主体          | 高知県医療情報通信技術連絡協議会   |                      |
| 事業の期間            | 平成 27 年 12 月 18 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>病床の機能分化・連携を推進するためには、医療機関間の患者の医療情報の共有などを図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標：全県単位での共通データベースを構築することにより、地域医療構想の達成に必要な迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有・連携を推進する地域連携ネットワークの実現</p> <p>○地域医療連携ネットワークへの保険医療機関の加入割合：9.8% (133 か所/1,360 か所) → 30% (408 か所/1360 か所)</p> |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。</p>   |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>【H27 年度】運営主体となる協議会組織の法人化、協議会におけるシステム仕様の検討</p> <p>【H28 年度】医療情報を集約するセンターサーバ、認証・認可サーバ構築、各医療機関の GW サーバ構築</p> <p>【H29 年度】参加医療機関拡大による各医療機関の GW サーバ構築。ネットワークへの加入してもらうための広報活動。</p>  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>【H27 年度】システム仕様の検討及び協議会組織の法人化設立準備として、一般社団法人の機関設計、並びに定款案及び運営に必要な 16 の規程案を作成。</p> <p>【H28 年度】未実施</p>   |                      |

|            |  |
|------------|--|
|            | 【H29年度】未実施   |
| 事業の有効性・効率性 | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>観察できなかった（事業継続中のため）</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>         協議会の下に3つのWGを設置することとし、その内の機能WGを2回開催し、組織体制や役割の確認、スケジュール整理、検討課題の抽出を行うとともに、システム内容について、検討を行い、平成28年度におけるシステムの本格構築につなげることが出来た。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>         法人設立のために必要な定款や運営に必要な諸規程の作成を専門機関に依頼することで、今後の法人運営の方向性と齟齬のないものが短期間で作成出来たと考える。</p> |
| その他        |  |

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 事業の区分            | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は整備に関する事業   |                      |
| 事業名              | 【NO.2】<br>病床機能分化促進事業  | 【総事業費】<br>779,598 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                      |
| 事業の実施主体          | 県内医療機関  |                      |
| 事業の期間            | 平成 27 年 12 月 2 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>現在の本県の医療体制は、高度急性期、急性期機能及び慢性期機能の病床が過剰かつ回復期機能の病床は不足している状況であり、病床数に偏在が生じている。</p> <p>アウトカム指標：地域医療構想に定める必要病床数の達成に向けた病床機能分化の促進（必要病床数：高度急性期 840 床、急性期 2,860 床、回復期 3,286 床、慢性期 4,266 床）</p> |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 地域における機能分化を促進するため「回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等」「地域包括ケア病棟入院料の施設基準等」を満たす施設を開設する医療機関の施設及び設備整備に対して、補助による支援を実施する。   |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 地域医療構想上、県下で整備が必要な回復期機能の病床を平成 29 年度末までに 200 床整備する。   |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | 実績なし（地域医療構想策定前であるために、医療機関に病床機能ごとの将来的な必要病床数等が浸透しておらず、平成 27 年度においてはニーズがなかった。）   |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：必要病床数の達成に向けた病床機能分化の促進<br/>(観察できなかった) → 実績なし</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の効率性</p>  |                      |
| その他              |   |                      |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【No.3】<br>地域医療構想策定に係る調査分析等事業  | 【総事業費】<br>6,182 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、一般社団法人高知医療再生機構、高知県回復期リハビリテーション病棟連絡会   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>現在の本県の医療体制は、高度急性期、急性期機能及び慢性期機能の病床が過剰かつ回復期機能の病床は不足している状況であり、病床数に偏在が生じているため、病床の機能分化が必要であり、まずは現状の病床分析や連携体制の強化が必要とされている。</p> <p>アウトカム指標：地域医療構想に定める必要病床数の達成に向けた病床機能分化の促進（必要病床数：高度急性期 840 床、急性期 2,860 床、回復期 3,286 床、慢性期 4,266 床）</p> |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床入院患者の実態調査・集計・分析</li> <li>・県内脳卒中急性期患者の調査・集計・分析</li> <li>・回復期から維持期へ移行した脳卒中患者についての情報フィードバックに必要な調査、集計、分析、関係者調整</li> </ul>   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床入院患者実態調査、県内脳卒中急性期患者の調査・分析の結果による現況の把握</li> <li>・脳卒中連携バスでの維持期から回復期への情報フィードバックスキームの確立</li> </ul>   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床入院患者実態調査、県内脳卒中急性期患者の調査・分析の結果による現況を把握し、地域医療構想へ反映</li> <li>・脳卒中連携バスでの維持期から回復期への情報フィードバックスキームの確立（報告様式・スキーム確立）</li> </ul>   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>療養病床入院患者実態調査等により現状分析を地域医療構想へ反映することが可能となった。<br/>(地域医療構想（平成 28 年度策定予定))</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>療養病床の実態など分からなかった部分について、数値により現状を把握し分析ができたことにより、地域の実状やその対策を地域医療構想に反映できた。また、維持期から回復期への情報フィードバックのしくみがマニュアル化</p>                     |                    |

|     |  |
|-----|--|
|     | されたことより、関係機関の連携体制が強化された。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>調査については、対象施設に限定し調査を実施することで効率化が図られた。 |
| その他 |  |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【No.4】<br>訪問看護推進事業   | 【総事業費】<br>4,295 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県訪問看護ステーション連絡協議会   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、増加が見込まれる在宅高齢者に対して、適切な介護サービスが供給できるよう訪問看護提供体制の強化が必要。</li> <li>県内の訪問看護サービスの地域偏在（県中央部への集中）があること等から、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供されるように県内の訪問看護の現状課題を検討する必要がある。</li> </ul> <p>アウトカム指標：訪問看護相談窓口の設置（週 5 日）、コンサルテーションの実施（18 回）<br/>       必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制ができる。専門知識や技術を習得した看護師が増える。</p>       |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備するため、訪問看護相談窓口を設置し、利用者とその家族や、介護支援専門員などの関係者及び訪問看護事業所からの訪問看護の利用等に関する相談に対し、電話及び面談を行う。</li> <li>訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備するための協議会の開催。</li> <li>訪問看護を推進するために、訪問看護に携わる看護職員に対し、研修への参加を促すと共に、看護職員の資質向上を図るために研修を実施する。</li> </ul> |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護相談窓口の設置（週 5 日）、コンサルテーションの実施（18 回）</li> <li>協議会を年 3 回程度開催。研修会参加者数：30 名</li> </ul>  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護相談窓口の設置（週 5 日、126 件）、コンサルテーションの実施（5 回）</li> <li>協議会を年 2 回開催。研修受講者数：24 名</li> </ul>  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：訪問看護相談窓口の設置（週 5 日）。観察できた→訪問看護相談窓口の設置（週   |                    |

|     |   |
|-----|---|
|     | 5日) の継続   |
|     | <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最後まで住み慣れた地域で生活するための在宅医療の重要性の認識を深めるとともに、訪問看護の普及を促進したと考える。</li> <li>・本事業により、県内の訪問看護サービス提供体制の検討がなされ、中山間地域等訪問看護師育成講座や訪問看護師への研修、新卒訪問看護師の確保につながった。</li> </ul> <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話やブロック別のコンサルテーションによる訪問看護の利用、事業所の業務上の相談等への対応により、訪問看護を利用しやすい環境を整え、適切なサービスが提供されるよう普及の実施が効率的に行われた。</li> <li>・医療機関と訪問看護ステーションの互いの看護師が、現状・課題を共有し専門性の理解を深めることによって、地域包括ケアの在宅医療推進のために効率的な事業実施となった。</li> </ul> |
| その他 |   |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【No.5】<br>訪問看護師研修事業   | 【総事業費】<br>1,534 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県看護協会、高知県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>在宅移行及び在宅療養をスムーズにすすめるためには、医療機関と訪問看護ステーションの看護師がそれぞれどのような役割や活動をしているのかを理解する必要がある。また訪問看護ステーションの管理者が、看護管理や経営管理を学ぶ必要がある。</p> <p>アウトカム指標：在宅移行への支援について理解できた医療機関に勤務する看護師の増加</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅移行を推進する。</li> <li>・受講者数 H26 年度 57 名→H27 年度 60 名</li> </ul>  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 研修受講者数：H27 年度 61 名  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた在宅移行を推進するために、退院調整に必要な知識等を習得し在院日数の短縮と地域連携の核となる役割の看護師が確保できた。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>在宅移行を支援する看護師が在宅療養を支援する訪問看護師の役割や活動を理解できることで在宅移行がスムーズに実施できるようになる。<br/>また、訪問看護ステーション管理者が研修を受けられたことで管理の課題等を整理できたことは有効であった。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>医療機関と訪問看護ステーションの互いの看護師が、現状・課題を共有し専門性の理解を深めることは、地域包括ケアの在宅医療推進のために効率的な事業実施であった。<br/>また、訪問看護ステーション管理者が研修を受講することで県内で経営管理等について効果的に学習できたと考える。</p> |                    |
| その他              |   |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【No.6】<br>訪問看護実践研修事業   | 【総事業費】<br>2,122 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知大学、高知県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>訪問看護ステーションで勤務する看護師等の看護実践能力を高め、看護技術や困難事例に対応するために、専門的知識や技術を身に付けた看護職員の育成が必要である。</p> <p>アウトカム指標：困難事例や専門知識・技術を習得した訪問看護師が増える。</p>   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 大学病院の専門医療チーム（専門看護師、認定看護師含む）が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルテーションを行うことにより、在宅医療・看護技術・介護術、アセスメント能力を高めるための研修を実施する。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用施設が増える。</li> </ul> <p>H25 年度 7 施設 → H26 年度 19 施設 → H27 年度 20 施設</p>   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | H27 年度：12 訪問看護師ステーションに勤務する看護師が勉強会に参加し、知識や技術の確認をすることで不安の解消ができた看護師が増えた。  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった活用した施設の件数は把握したが、参加者数まで観察できなかった。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>訪問看護ステーション等 12 施設が本事業の活用により、最新の知識や技術、専門看護師等からの助言が受けられ、利用者に提供するサービスの質が向上した。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>専門看護師や認定看護師が多くいる大学病院に委託したことにより 12 の専門チームを作り、効率的に県内の訪問看護ステーション等へ教育活動が実施できた。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【No.7】<br>中山間地域等訪問看護育成事業   | 【総事業費】<br>29,180 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県立大学、訪問看護ステーション連絡協議会、各訪問看護ステーション   |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>高知県内の医療及び介護サービス資源、人材等が県中央部に集中しており、県東部、西部、中部の中山間地域では、訪問看護ステーション及び訪問看護師が少ないという地域偏在がある。</p> <p>回復期の病床機能への分化をすすめるためには、困難な退院調整を行う職員や病院等と連携できる訪問看護師の育成が必要。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域における訪問看護従事者数の増加</li> <li>・県内訪問看護師数を年間 18 人増やす。</li> </ul> |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 県立大学に寄附講座を開設し、新卒看護師及び潜在等の看護師有資格者に対し、訪問看護の研修を行うことにより中山間で勤務することのできる人材を継続的に確保・育成するシステムを構築する。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 中山間地域の訪問看護ステーションにて、遠距離訪問や関連機関との連携・調整ができる新任の訪問看護師：6 名   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 新任者 6 名育成<br>(H27 年度訪問看護師研修修了者：11 名)   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた<br/>→本事業で育成された 6 名の訪問看護師は、それぞれの訪問看護ステーションで活動できた。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>本事業により系統的に新任の訪問看護師への教育が行われた結果、中山間地域等の訪問看護ステーションでの新任の訪問看護師が育成され、継続して就労している。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>高知県立大学で研修を寄附講座として開設したこと、看護教育に携わっている職員を講師として幅広く活用でき、プログラム化された研修が効率的に実施された。</p> |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【No.8】<br>小児在宅療養支援訪問看護師育成事業  | 【総事業費】<br>6,995 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県看護協会  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>高知県内で小児（特に重度の医療処置が必要な児）に対して、対応できる訪問看護ステーションは 3 ステーションのみで、中央部にある。</p> <p>アウトカム指標：小児の訪問看護に対応できるステーションの増加。</p>   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | NICU/GCU 等を退院する小児の在宅移行や包括支援を行うことのできる小児訪問看護師を養成する。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 1 名の訪問看護師を、小児の訪問看護について先駆的な取り組みを行っている県外のステーションに派遣し育成する。受講後、小児の退院調整や小児の在宅移行に関する地域の総合的なコーディネート、新たな小児訪問看護師の育成が図られる。  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>小児専門訪問看護師 1 名育成</p> <p>県下での小児の訪問看護をする訪問看護ステーションへの教育指導活動。</p>  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた<br/>→これまで小児訪問看護に対応していなかったステーション（県西部）が小児に対応できるようになった。</p> <p>（1）事業の有効性<br/>小児訪問看護師が 1 名育成されたことで、県内小児の対応をしていない訪問看護ステーションへの教育指導活動を行う等事業は有効であった。</p> <p>（2）事業の効率性<br/>県外の小児専門病院や訪問看護ステーションに研修派遣をしたことで、効率的に小児訪問看護の専門知識を習得でき、事業は効率的に行われた。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.9】がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修  | 【総事業費】<br>3,060 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 特定非営利活動法人 高知県緩和ケア協会  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>支援者同士の相互理解やネットワークの構築により、がん患者やその家族が、必要なタイミングで切れ目のない在宅緩和ケアことができる体制を整備し、患者・家族のQOLの向上を目指す。</p> <p>アウトカム指標：自宅死亡率の増（目標値 10%）H26:7.8%</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>患者・家族が療養場所を選択する際に中心となって調整を行う医療従事者を対象として、在宅療養支援診療所・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・調剤薬局等での実地研修を行い、安心してサービスを受けることのできる体制づくりを行う。</p>   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>○実施回数：3回<br/>○参加者数：15名（1研修5名×3回）</p>  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>○研修の実施：2回<br/>○研修参加者：7名<br/>○実地研修受入施設：12施設</p>  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった研修実施回数 2 回、研修参加者数 7 名<br/>(指標となる自宅死亡率は H28.9 月頃になる見込み)</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>専門職に対する実地研修で新たな気付きにより、更に充実した療養場所の選択の支援や、多職種間での業務内容の理解が推進され、円滑な業務の連携や療養場所の提供を行うことが見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>委託先となる高知緩和ケア協会は県内でも在宅緩和ケアに精通した団体であり、研修先や研修案内を幅広く対象とことができ、効率的かつ充実した事業を実施することができた。</p> |                    |
| その他              | 受講者からの反響も良く、実地研修を伴う多職種での研修は、在宅療養支援の体制の構築には効果的であると見込まれる。  |                    |

|                  |   |                   |
|------------------|---|-------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                   |
| 事業名              | 【NO.10】<br>医療従事者レベルアップ事業  | 【総事業費】<br>1,987千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                   |
| 事業の実施主体          | 高知県   |                   |
| 事業の期間            | 平成27年6月3日～平成28年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                   |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>病院から在宅への円滑な移行のためには、在宅療養資源等の増加を図ることも重要であるが、病院に勤務する医療関係者や関係職種の在宅医療への理解を促進し、退院支援や急変時の受け入れにつなげることも必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>在宅療養支援病院数 (H26:14→H27:15)</p>  |                   |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療従事者団体や病院等が実施する、在宅医療等に係る研修に対し、日頃より在宅医療を専門的に取り組んでいる講師を派遣することで、関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげる。   |                   |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修受講機関（団体）数：3機関以上   |                   |
| アウトプット指標（達成値）    | 研修受講機関（団体）数：2機関   |                   |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：観察できた<br/>H27 在宅療養支援病院数：15</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>日頃、在宅医療に関わりの少ない病院の医療関係者へ研修を実施することで、在宅医療への理解が深まり、スムーズな退院支援等を図ることが可能となる。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>新たな研修を実施するのではなく、もともと実施されている院内研修や職能団体の研修を利用することにより、業務の効率化が図られる。</p> |                   |
| その他              |   |                   |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO.11】<br>在宅歯科医療連携室整備事業  | 【総事業費】<br>7,274 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県歯科医師会  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な歯科医療サービスが供給できるよう 在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所の増加</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 病気やけがで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 在宅歯科医療連携室の利用患者数を年間 100 名以上維持  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 在宅歯科医療連携室の利用患者数 67 名  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった訪問歯科診療を実施している歯科診療所割合*</p> <p>H23 : 108/365 診療所 (訪問歯科診療実施割合 29.6%)</p> <p>H26 : 126/370 診療所 ( " " 34.1%)</p> <p>*医療施設調査による 3 年毎の評価となり、1 年後の評価は出来ていない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>在宅療養者の家族・ケアマネジャー や療養施設からの歯科に関する相談等に対応し、必要に応じて訪問歯科診療サービスに繋げることで、口腔機能の保持、嚥下機能の回復等による療養者の QOL 向上、並びに誤嚥性肺炎等のリスク低減に効果があった。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>「在宅歯科連携室」を県内唯一の在宅歯科診療の相談窓口・サービス調整機関として広く県民に啓発することで、効率的な相談やサービス調整が行えた。</p> |                    |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO.12】<br>在宅歯科診療設備整備事業   | 【総事業費】<br>16,977 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県歯科医師会  |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な歯科医療サービスが供給できるよう、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所の増加</p>  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 県内で訪問歯科診療を実施する歯科医療機関を増加させ、ニーズが増加しつつある訪問歯科医療提供体制の充実化を図ることを目的として、国または県が指定する研修を修了した歯科医療機関に対し、訪問歯科診療を開始するにあたって必要な歯科医療機器の初期設備整備費用を補助する。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 在宅歯科診療設備整備診療所数 7 施設以上   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 在宅歯科診療設備整備診療所数 9 施設   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった訪問歯科診療を実施している歯科診療所割合*</p> <p>H23 : 108/365 診療所 (訪問歯科診療実施割合 29.6%)</p> <p>H26 : 126/370 診療所 ( " 34.1%)</p> <p>*医療施設調査による 3 年毎の評価となり、1 年後の評価は出来ていない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>訪問歯科診療を実施するためには、携帯型治療機器の整備が必要になるため、機器整備への補助を図ることで訪問歯科診療に取り組む歯科診療所が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>訪問歯科診療用の機器整備が必要な医療機関に効率的に整備できた。</p> |                     |

|                  |   |                   |
|------------------|---|-------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                   |
| 事業名              | 【NO.13】<br>在宅歯科医療従事者研修事業  | 【総事業費】<br>1,427千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                   |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知学園短期大学  |                   |
| 事業の期間            | 平成27年4月1日～平成28年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                   |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、適切な歯科医療サービスが供給できるよう、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：訪問歯科診療を実施している歯科診療所の増加</p>  |                   |
| 事業の内容（当初計画）      | 歯科衛生士等の歯科医療従事者を対象に、口腔ケア等の実技研修等を実施し、資質向上を図る。   |                   |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修回数 3回   |                   |
| アウトプット指標（達成値）    | 研修回数 4回   |                   |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：観察できなかった訪問歯科診療を実施している歯科診療所割合*</p> <p>H23：108/365 診療所（訪問歯科診療実施割合 29.6%）<br/>H26：126/370 診療所（ " 34.1%）</p> <p>*医療施設調査による3年毎の評価となり、1年後の評価は出来ていない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>在宅歯科診療に関する口腔ケア技術は、診療所における口腔ケア技術とは異なるため、在宅歯科診療のスキルアップを図ることで、療養者に対しより質の高いサービスが提供できる体制ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>県内唯一の歯科衛生士養成校と連携することで、在宅歯科診療に関わる歯科衛生士等の多数の参加が図られた。</p> |                   |

|                  |  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名              | 【No.15】<br>地域医療支援センター運営事業  | 【総事業費】<br>317,487 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                      |
| 事業の実施主体          | 一般社団法人高知医療再生機構、高知大学  |                      |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>若手医師の県内定着率の向上等により、若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在を解消する。</p> <p>アウトカム指標：<br/>平成 33 年度末の若手医師（40 歳未満）数 750 人</p>   |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足の状況の把握・分析等に基づく医師の適正配置調整と一体的に若手医師のキャリア形成支援を行う。</li> <li>・若手医師の留学や資格取得、研修等の支援を行う。</li> <li>・県外からの医師招聘等、即戦力となる医師の確保を行う。</li> </ul>  |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内初期臨床研修医採用数 58 人</li> </ul>   |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内初期臨床研修医採用数 59 人</li> </ul>   |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>観察できなかった<br/>→平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査で把握する。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>県内初期臨床研修医採用数及び初期臨床研修終了者の県内就職数は過去最多となり、若手医師の増加に繋がるものと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>医学部を設置する大学や民間に事業を委託することにより、より適切なフォローや機動的な業務執行ができたと考える。</p> |                      |
| その他              |  |                      |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.16-①】<br>産科医等確保支援事業  | 【総事業費】<br>57,070 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県  |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>分娩取扱施設の減少を防ぐため、産科・産婦人科医師の処遇改善が必要。</p> <p>アウトカム指標：県内の産科医療体制の維持</p>   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える参加医師に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。</p>   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>分娩手当等の支給により、産科医療機関及び産科医の数を維持する。</p> <p>（分娩取扱施設数：16、医師数（分娩取扱施設の医師）：41）</p>   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>産科医療機関及び産科医の数の維持</p> <p>（分娩取扱施設数：16、医師数（分娩取扱施設の医師）：41）</p>  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた<br/>分娩取扱施設数の維持：減少 0</p> <p>（1）事業の有効性<br/>本事業の実施により高知県全体において、分娩取扱手当等の支給が行われ、地域でお産を支える産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る一助となった。</p> <p>（2）事業の効率性<br/>高知県全体において、分娩取扱手当等の支給を行う分娩取扱施設を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.16-②】<br>新生児医療担当医確保支援事業  | 【総事業費】<br>2,130 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 新生児医療に従事する医師の減少を防ぐため、処遇改善が必要。<br>アウトカム指標：県内 N I C U 体制の維持  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療機関の N I C U で新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 新生児担当手当の支給により、新生児医療に従事する現状の医師数を維持する。(手当を支給している医療機関の新生児医療に従事する医師数：25 人)   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 新生児担当手当の支給により、新生児医療に従事する現状の医師数を維持する。(手当を支給している医療機関の新生児医療に従事する医師数：24 人)   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた新生児医療に従事する医師数の維持：減少 1 人<br><br>(1) 事業の有効性<br>本事業の実施により NICU で新生児医療に従事する過酷な勤務状況にある新生児担当医師の処遇改善を図る一助となった。<br><br>(2) 事業の効率性<br>高知県全体において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給する NICU を有する医療機関を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。 |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.17】<br>医科歯科連携推進事業  | 【総事業費】<br>4,183 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知大学   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>がんの化学療法による口腔粘膜炎や放射線治療による潰瘍など治療時の副作用に対して、口腔ケアにより副作用の軽減を図り、QOL 向上及び早期回復を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標：周術期口腔機能管理料等を算定する歯科診療所の増加</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | がん連携及び在宅医療等、医科と歯科との連携を推進するため、関係者による検討会および、医療関係者等を対象とした研修会を実施する。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修回数 5 回   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 研修回数 18 回  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった周術期口腔機能管理料等を算定する歯科診療所数*</p> <p>H25 : 4 診療所</p> <p>* 平成 27 年度の評価は出来ていない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>がん患者の病態に応じた適切な治療の普及を図るため、口腔ケアを通じて副作用の軽減による患者の QOL 向上及び早期回復が図れ、入院日数の短縮など医療の効率化にも有効である。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>県内で先進的にがん患者の口腔ケアに取り組んでいる高知大学歯科口腔外科における取組のノウハウ等を拡げることで関係者間の医科歯科連携への理解が進んだ。</p> |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.18】<br>感染症医療従事者研修事業  | 【総事業費】<br>1,828 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 11 月 19 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>近年、感染症やその治療に伴う疾患などにより、皮膚症状を呈する疾患が増え、皮膚科における診療の重要性が増していることから、皮膚科における医療従事者への研修を実施することで質の高い医療提供体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：県内皮膚科での疾病に関するポスターの掲示と診療実施</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 皮膚科における感染症の医療提供について、講習会により医療従事者のスキルアップを図るとともに、ポスター作成による啓発活動を行う。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <input type="radio"/> 疾患に対する研修の実施：5 回<br><input type="radio"/> 疾病に関するポスターの作成：5 種類<br><input type="radio"/> 研修受講者：延べ 250 名（1 回当たり 50 名）   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <input type="radio"/> 疾患に対する研修の実施：2 回<br>（1 回目テーマ：疥癬、2 回目テーマ：蕁瘍）<br><input type="radio"/> 疾病に関するポスターの作成：0<br><input type="radio"/> 研修受講者：延べ 225 名<br>（1 回目：175 名、2 回目：50 名）  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかったポスター未作成のため確認できていない。<br/>         →平成 28 年度末に確認する。</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>         近年、高齢者施設を中心に発生し問題化していた疥癬についての研修に、皮膚科医だけでなく施設従事者にも参加していただくことで、皮膚科医の診断・治療技術の向上はもとより施設での患者対応についても、医療機関と施設の関係者間で共有認識をもつことができた。これにより、今後の患者治療において両者の円滑な連携が見込まれる。</p> <p>また、蕁瘍については、最新の知識を学ぶことができ、今後の患者対応に資することができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>         高知皮膚科医会に事業を委託したことにより、多くの皮</p> |                    |

|     |  |
|-----|--|
|     | 膚科医に研修を受けていただけ、効率的な執行ができたと考える。   |
| その他 | 基金の交付決定の遅れのため、予定していた研修の3回と啓発資料（ポスター）の作成が行えなかつたため、翌年度に残りの事業を実施することとする。<br>(H27年度：417千円執行、H28年度：1,411千円予定) |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO.19】<br>発達障害専門医師育成事業   | 【総事業費】<br>17,041 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県   |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>高知県では、近年発達障害児者の受診者数が増えており、高知県立療育福祉センターにおける発達障害の受診者数は、12年間で4倍に増加している。県内には発達障害を診断できる医師が少なく、初診までの待機期間が長期化している。</p> <p>そのため、発達障害を診断できる専門医及び発達障害の支援を行う専門職の確保・育成を行い、発達障害支援体制を整備する必要がある。</p>  |                     |
| 事業の内容(当初計画)      | <p>アウトカム指標：(延べ数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DISCO 研修修了者(医師)：11名</li> <li>・ Intensive Learning スーパーバイザー研修受講者：12名</li> </ul>  |                     |
| アウトプット指標(当初の目標値) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DISCO 研修(医師)：1名参加</li> <li>・ Intensive Learning スーパーバイザー研修：14名参加</li> </ul>  |                     |
| アウトプット指標(達成値)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DISCO 研修(医師)：1名参加</li> <li>・ Intensive Learning スーパーバイザー研修：12名参加</li> </ul>  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DISCO 研修修了者(医師)：12名</li> <li>・ Intensive Learning スーパーバイザー研修修了者：12名</li> </ul> <p>観察できなかった<br/>観察できた →</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DISCO 研修修了に向けて1名が研修受講中</li> <li>・ H28.4 に12名が Intensive Learning スーパーバイザー研修を修了した。</li> </ul> |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>DISCO とは国際的に認められた自閉症スペクトラムを中心とする発達障害の診断・評価のためのツールで、研修修了者のみが、DISCO に基づく診断が可能となることから、修了した医師の自閉症スペクトラムやその他の発達障害に関する診断技術など、専門性の向上が図られた。</p> <p>また、Intensive Learning とは、作成したカリキュラムに基づき、自ら子どもへの療育を行うほか、家庭や保育所・幼稚園といった日常生活でも療育を行うことができるよう家族や保育所・幼稚園のスタッフへの助言等を行う療育技法であり、子どもの療育に携わる専門職の就学前児童対象の早期療育スキルの向上、アウトリーチができる人材の育成が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>Intensive Learning スーパーバイザー研修については、あらかじめ受講者の候補者を絞ることにより、スムーズに研修を開始する事が出来た。</p> |
| その他 |   |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.20】<br>救急医療従事者研修機器整備事業   | 【総事業費】<br>19,000 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 国立大学法人高知大学   |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>地理的要因や高齢者増加のため、緊急事態を引き起こしうる無症状の疾患が発見出来ていないために発生する救急患者が少なくない。</p> <p>アウトカム指標：医師等のエコー診断技術の向上により、患者の後遺障害の減少が図られる</p>   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 救急患者の減少や救命後の後遺障害の減少を図るために、県内の研修医や地域のプライマリケア医、看護師等を対象としたエコー診断技術研修に必要な機器を整備し、救急医療体制を維持する。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・エコー診断技術研修に必要な機器を整備することにより、医師等への研修体制を充実させる。  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | ・エコー診断技術研修に必要な機器が整備されたことにより、医師等への研修体制が充実された。   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた本事業により整備された機器を使用する研修を 19 回実施することにより、技術の質が向上した医師等が増加し、患者の後遺障害を減少させることにつながったと考える。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>本事業の実施により、県内の救急医療従事者のエコー診断技術向上へとつながった。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>県内の研修医を中心に事業を行うことにより、次第に受講者自身が講師を務めるようになり、相乗的な技術の向上が図られた。</p> |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.21】<br>出前講座実施委託事業  | 【総事業費】<br>1,105 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知大学   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>本県は低出生体重児率が全国より高く推移しており、歯周病が重度化すると早産・低出生体重児の頻度が高まる可能性もあることから、妊娠期における歯周疾患の発見と治療に繋げる取組みが必要。</p> <p>アウトカム指標：低出生体重児率の低下</p>   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 妊娠すると歯周病のリスクが高まり、妊婦の歯周病が早産等のリスク要因の一つになるといわれているため、産科医療機関を受診した妊婦等を対象に、歯科医師による出前講座を実施する。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修回数 5 回   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 研修回数 5 回   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった低出生体重児率の低下*</p> <p>H24 : 11.2%、H25 : 10.7%、H26 : 10.7%</p> <p>* 平成 27 年度の評価は出来ていない。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>産科医療機関では専門外の歯周病ケアについて、歯科医師による講座を行うことで、妊婦に対して適切な指導が行えた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>産科医療機関で講座を開催することで、妊娠期の保健指導の一環として口腔ケアの指導が効果的に行えた。</p> |                    |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【No.22】<br>女性医師等就労環境改善事業  | 【総事業費】<br>7,128 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体          | 一般社団法人高知医療再生機構  |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>女性医師の数が増加しており、結婚や出産・育児をしながら安心して勤務できる環境の整備が必要である。</p> <p>アウトカム指標：<br/>平成 33 年度末の若手医師（40 歳未満）数 750 人</p>   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>出産、育児などにより診療の場から離れている女性医師が復職するための相談窓口を設置し、復職先の医療機関の情報収集及び情報提供を行うと共に、復帰に向けた研修の受け入れ調整及び受け入れ医療機関に対する支援を行う。</li> <li>病後児保育を実施する医療機関に対する支援を行う。</li> </ul>   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を活用し病後児保育を実施する医療機関 2ヶ所</li> </ul>   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を活用し病後児保育を実施する医療機関 1ヶ所</li> </ul>   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>観察できなかった<br/>→平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査で把握する。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>出産、育児などにより診療の場から離れている女性医師の復職を支援することで、若手医師の確保につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>病後児保育について、院内保育と同じ業者への委託を認めることで、業者の持つノウハウや人材を活用でき、実施機関の事務の効率化につながった。</p> |                    |
| その他              |   |                    |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【No.23】<br>新人看護職員研修事業  | 【総事業費】<br>26,425 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県看護協会、医療機関等  |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>県内新人看護職員を採用している医療機関が新人を体系的に育成できる体制を構築する必要がある。また、規模が小さく自施設でできない場合には、多施設合同研修を活用し、県内どの医療機関に就職しても新人教育が受けられる必要がある。</p> <p>アウトカム指標：各医療機関及び県下全体での新人看護職員が体系的に教育される体制の構築</p>   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新人看護職員の資質向上と定着を図るために、どこの医療機関でも新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられる環境を整備し、研修プログラムに沿って施設内研修を実施する。また、自施設で完結できない研修についても、受講の機会を確保するために、多施設合同研修や医療機関受入研修を行う。</li> <li>・ 新人をサポートする職員の指導体制の強化を図る目的で、研修責任者研修、教育担当者研修、実地指導者研修を行う。</li> <li>・ 地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の推進を図る目的で協議会を設置し、各地域での課題及び対策の検討、新人看護職員に関する研修等の計画及び実施について検討する。</li> </ul> |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 新人看護職員研修体制整備と指導者の質の向上が図られる<br>(新人看護職員研修事業 22 施設)   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 新人看護職員研修体制整備と指導者の質の向上が図られた<br>(新人看護職員研修事業 21 施設)   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>それぞれの医療機関で新人看護職員への研修が実施されたり、少人数の医療機関では合同研修への参加により、新</p>  |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>人看護職員が学ぶことのできる環境が整備されてきた。教育を担当する側も研修への参加により質の向上につながったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各医療機関で実施している新人研修と合わせて、合同研修の実施により、各医療機関での研修内容の補完や多施設の新人同士の交流という視点からも事業は効率的に実施された。</p> |
| その他 |   |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【No.24】<br>看護職員資質向上推進事業  | 【総事業費】<br>8,036 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県看護協会等、国立大学法人等   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>中堅看護職員の質向上のために、糖尿病、救急、がん等の専門的な研修が必要。また、教員継続、実習指導者講習会により、看護学生に対する基礎教育の質の向上が必要。</p> <p>糖尿病、救急、がん等の患者の看護や困難事例に対応するために、専門的知識や技術を身に付けた看護職員の育成が必要。</p> <p>アウトカム指標：困難事例や専門的知識、技術を習得した看護師が増える。質の高い看護師を育成することができる看護教員や実習指導者が増える。</p> |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病看護、救急看護短期研修、がん中期研修等、他職種連携に係る能力も含めた研修を実施する。</li> <li>・看護学校養成所の教員への継続研修及び看護学生を受け入れる医療施設の実習指導者に 240 時間の講習会を実施する。</li> </ul>  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <p>○がん中期研修、血管系疾患看護研修、救急看護短期研修、中堅助産師キャリアアップ：看護職員のキャリアアップを支援し、質の向上が図られる</p> <p>○看護教員継続研修、実習指導者講習会：看護職員の質の向上とともに、基礎教育の質の向上が図られる。</p>  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・血管系疾患看護研修：受講者数 33 名</li> <li>・救急看護短期研修：受講者数 97 名</li> <li>・がん中期研修：受講者数 11 名</li> <li>・看護教員継続研修：受講者数のべ 121 名</li> <li>・実習指導者講習会：受講者数 43 名</li> </ul>                                    |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>観察できた→前年度より 305 名が新たに研修受講した。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>がん中期研修、糖尿病中期研修、救急看護短期研修は、</p>  |                    |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>認定看護師や大学の教授等が講師を務めることにより、臨床現場の看護者の技術や質の向上につながった。看護教員継続研修では、教員の実践指導力の維持・向上について、教員の継続的な能力開発の機会となった。実習指導者講習会では、教育方法や指導の実際を学び、教育的視点を備えた実習指導者となり学生への関わりが看護実践力を高める学習効果につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>看護職員、看護教員及び実習指導者の質の向上の研修を通じて、自己研さんの意識付けができた。</p> |
| その他 |  |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【No.25】<br>看護職員確保対策特別事業  | 【総事業費】<br>16,044 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                     |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県看護協会  |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>新卒看護師の県内就職率が約 6 割であり、県内就職率を向上させ県内の看護師確保を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：H26 年 12 月末現在の看護職員従事者数より県内看護職員が増加する。</p>  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業環境が改善され、看護職員の離職防止を図ることを目的に、新人看護職員の支援的、指導的立場にあるリーダー看護師及び看護師長等看護管理者の育成を行う。</li> <li>・学生等の県内確保定着を図ることを目的に、看護関係学校進学ガイドブック、就職ガイドブックの作成や就職説明会を開催し、看護の道への進路選択、職業選択や納得のいく職場探しの支援を行う。</li> <li>・高知県の看護職員の現状を捉え、地域の実情に応じた看護職員確保・定着を図ることを目的に、高知県の看護を考える検討委員会を立ち上げ、課題抽出・対策の検討を行う。</li> </ul> |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護管理者支援研修会：職場環境改善の促進が図られる。<br/>(研修参加枠) 部長クラス：50 名、課長クラス：70 名、主任クラス：100 名</li> <li>・看護学生等進学就職支援事業：県内の医療機関が周知される。</li> <li>・高知県の看護を考える検討委員会：看護職員確保に向けての課題の抽出ができ、対策を検討できる。</li> </ul>   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護管理者支援研修会：受講者数のべ 611 名</li> <li>・就職ガイド 1300 冊印刷配布</li> <li>・就職説明会参加施設：69 施設</li> <li>・看護を考える検討委員会：3 回/年の検討会の開催</li> </ul>   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった※2 年に 1 回の業務従事者届でないと確認不可。次回 H28 年 12 月調査   |                     |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>看護を考える検討委員会では、高知県内の看護職員確保に向けての課題・対策を検討。看護学生等進学就職支援事業では、就職ガイドの活用や就職説明会の開催により、県内の医療機関の周知及び看護学生等の就職希望者と医療機関のニーズのマッチングを行った。看護管理者研修では、臨床現場で管理的視点を持ち看護管理ができるようになつたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>看護を考える検討会において、高知県の看護の現状課題・対策の検討が行われ、看護職員の県内定着率に関する検討された。県内定着、県内への就職には、看護学生等への積極的な情報発信が必要であり、就職ガイドの配布や就職説明会の開催により、効率的に本事業は実施された。</p> |
| その他 |   |

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                      |
| 事業名              | 【No.26】<br>看護師等養成所運営等事業   | 【総事業費】<br>630,345 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                      |
| 事業の実施主体          | 学校法人、社会医療法人、独立行政法人  |                      |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>看護師等の確保のために、学校法人等が行う看護師等養成所の運営経費に対して補助することで、看護基礎教育の充実とさらには看護師確保のために質の高い教育提供を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標：H27 年度卒業者県内就職者数 323 人（前年度比±0%）</p>   |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 保健師助産師看護師法の基準を満たした看護師等養成所の教育環境を整備することで教育内容を向上させ、より資質の高い看護職員を育成、確保するため、看護師等養成所の運営に対し補助する。  |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 最終学年学生数：271 人（H27 年度新設 2 力所：1 学年 83 人）  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | 最終学年学生卒業者数：261 人（H27 年度新設 2 力所：1 学年 83 人）   |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた平成 27 年度当該事業活用養成所における卒業生 261 人の内、153 人が県内医療機関へ就職し、看護職員の確保に貢献した。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>本事業の実施により、各 7 か所（内、2 か所においては新設）の養成所において 261 人が卒業し、153 人が県内へ就職となった。卒業生における県内就職率は 58% を超えており、養成所の教育環境の整備が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>本事業の助成により、養成所の教育環境を整備し、より資質の高い看護職員の確保を目的に、事業者は 1 年間を通して効率的に実施することが出来た。</p> |                      |
| その他              |   |                      |

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                  |
| 事業名              | 【No.27】<br>看護職員の就労環境改善事業   | 【総事業費】<br>684 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                  |
| 事業の実施主体          | 高知県  |                  |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>看護職員の採用を希望しても求職者の確保が難しく、求人・求職者のミスマッチの状況である。医療機関側も自施設の PR をを行い、勤務環境の改善に取り組む必要がある。</p> <p>アウトカム指標：勤務環境改善を図った施設数の増加</p>  |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | 看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドバイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し、看護師確保のための改善に取り組む。  |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 勤務環境改善が図られる：5 施設   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>勤務環境改善活用施設：1 施設<br/>(看護部体制、外部研修参加の推進等改善)</p>  |                  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>事業を活用した医療機関にはアドバイザーを派遣し、看護部の体制への相談支援を行った。勤務環境の改善までは至っていない。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>看護部長経験者等をアドバイザーとして派遣することで、外部からの視点をもって看護部の体制の相談支援を効率的に実施できた。</p> |                  |
| その他              |  |                  |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO.28】<br>薬剤師確保対策事業  | 【総事業費】<br>1,397 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                    |
| 事業の実施主体          | 高知県、高知県薬剤師会   |                    |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>高知県の薬剤師の平均年齢は 49.3 歳（全国 2 位）、全国平均を 3.4 歳上回っており、特に 50 歳以上の薬剤師が全体の半数を占めるなど薬剤師が高齢化している。薬剤師の確保を進め、チーム医療の一員として地域の医療体制の維持を図る。</p> <p>アウトカム指標：40 歳未満の薬剤師の確保（40 歳未満の薬剤師 545 人以上）<br/>(参考)<br/>40 歳未満の県内薬剤師数：H22 年 544 人 H26 年 513 人</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 県内の薬局、医療機関等の就職情報を一元化し、高知県薬剤師会ホームページに掲載するとともに、薬系大学を訪問し県内就職情報を周知する。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就職情報の一元化整備</li> <li>・薬系大学 6 大学訪問しホームページや県内就職を周知</li> </ul>  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の薬局・医療機関等 136 件の就職情報を掲載し、整備。閲覧数 1,807 件（平成 28 年 1 月～3 月）</li> <li>・薬系大学 4 大学訪問しホームページや県内就職を周知</li> </ul>  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の医療機関へ就職した新卒薬剤師数<br/>H27 年度卒：13 名 → H28 年度卒：20 名</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性<br/>県内の就職情報が一元化されたことにより、これまでバラバラに提供されていた薬学生や未就業薬剤師等へ県内の就職情報提供体制が構築された。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>薬局や医療機関等の就職情報を集約し、一元化されたことで、薬学生等への情報提供が効率的にできたと考える。</p> |                    |
| その他              | 県内で薬剤師を確保していくためには、就職情報の充実と薬学生等への情報提供が必要なため、翌年度以降も継続していく必要がある。   |                    |

|                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                  |
| 事業名              | 【No.29】<br>特定分野実習指導者講習事業  | 【総事業費】<br>300 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                  |
| 事業の実施主体          | 高知県   |                  |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了    |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>県内看護師等養成所の実習先である施設において、学生の実習指導に当たる職員（特定分野実習指導者）の質向上が必要である。</p> <p>アウトカム指標：特定分野実習指導者の質向上が図られる</p>         |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | 看護学生の実習受入施設の指導者が受けるべき講習会の開催に係る負担金を講習会開催県に対し支出する。  |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 特定分野実習指導者講習会を受講修了し、指導者の資質向上が図られる。   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | 0 名。（希望者がなく活用なし。）   |                  |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>27 年度は実習施設に案内を送るも、希望者がおらず、活用なし。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> |                  |
| その他              |   |                  |

|                  |  |                   |
|------------------|--|-------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                   |
| 事業名              | 【No.30】<br>医療勤務環境改善支援センター設置事業  | 【総事業費】<br>3,937千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                   |
| 事業の実施主体          | 一般社団法人高知医療再生機構   |                   |
| 事業の期間            | 平成27年4月1日～平成28年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                   |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医療従事者の離職防止、医療安全の確保</p> <p>アウトカム指標：<br/>平成33年度末の若手医師（40歳未満）数 750人</p>  |                   |
| 事業の内容（当初計画）      | <p>医療スタッフ全体の離職防止や医療安全の確保を目的として、国の策定した指針に基づき、PDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取り組みを行う医療機関に対して、総合的な支援を行うため、医療勤務環境改善支援センターを設置、運営する。</p>   |                   |
| アウトプット指標（当初の目標値） | センターの支援により勤務環境改善マネジメントシステムを導入・活用する医療機関の増加数（新規2ヶ所）  |                   |
| アウトプット指標（達成値）    | センターの支援により勤務環境改善マネジメントシステムを導入・活用する医療機関の増加数（新規1ヶ所）  |                   |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>観察できなかった<br/>→平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査で把握する。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>センターを設置・運営し、勤務環境改善マネジメントシステムを導入する医療機関に対し適切に支援を行うことで、システムのスムーズな導入が図られ、当該医療機関における勤務環境改善の機運が高まった。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>経営及び労務管理に関する専門家にアドバイザー業務を委託することにより、専門家のノウハウを活用したより効果的なアドバイスをすることができるなど、業務の効率化が図られた。</p> |                   |
| その他              |  |                   |

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                      |
| 事業名              | 【No.31】<br>院内保育所運営事業  | 【総事業費】<br>576,129 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域   |                      |
| 事業の実施主体          | 医療法人  |                      |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>核家族、少子化の中で保育をしながら働き続けることは難しく、子育てを理由に退職するケースが少なくない。医療従事者の離職防止、再就職の促進等のためにも、院内保育所は必要である。</p> <p>アウトカム指標：県内 131 病院中、26 病院が事業実施することにより県内看護職員を一定数確保できる。(前年度より事業実施病院数が 4 件増加)</p>  |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療従事者の離職防止、再就職の促進及び病児等保育の実施を図るため、医療機関が実施する院内保育所の運営に対し補助をする。   |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 制度を利用する病院数（公的医療機関 3 病院、民間医療機関 23 病院）  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | 制度を利用する病院数（公的医療機関 3 病院、民間医療機関 23 病院）  |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できなかった</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>院内保育施設運営について助成することにより、認可保育では対応しきれない医療機関の勤務時間への対応ができる、医療従事者の離職防止及び再就職を促進するとともに、資質の高い医療従事者の確保に一定効率を上げている。<br/>(県内病院 131 の内、26 病院が事業を実施した。)</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>それぞれの事業者と事前に協議を行うことで、各院内保育施設の運営に沿った児童保育環境の整備が可能となり、事業が効率的に執行出来た。</p> |                      |
| その他              |   |                      |

|                  |  |                   |
|------------------|--|-------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                   |
| 事業名              | 【NO.32】<br>小児救急電話相談事業  | 【総事業費】<br>9,009千円 |
| 事業の対象となる区域       | 県全域  |                   |
| 事業の実施主体          | 高知県看護協会  |                   |
| 事業の期間            | 平成27年4月1日～平成28年3月31日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                   |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>救急搬送患者や夜間の小児救急病院の受診者に軽症者が多く、小児科医師の負担が大きくなっている。</p> <p>アウトカム指標：小児科医師への負担を軽減する</p>  |                   |
| 事業の内容（当初計画）      | 夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。  |                   |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急医療の適正受診が図られる。</li> <li>・小児科病院群輪番病院の1日当たり受診者数を7人以下にする</li> </ul>  |                   |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急医療の適正受診が図られた。<br/>(救急医療情報センターへの小児科紹介件数が減少)</li> <li>・輪番病院の深夜帯受診者が1日当たり6.2人になった</li> </ul>  |                   |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：観察できた小児科病院群輪番病院の1日当たりの受診者数が減ったことにより、小児科医師への負担が軽減されたと考える</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>本事業の実施により、高知県全域において、小児救急医療の適正受診が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>夜間に保護者からの小児医療に関する相談を看護師が行うことによって、保護者の小児医療に関する知識が深まり、受診の抑制が効率的に行われた。</p> |                   |
| その他              | 小児医療に関する電話相談とあわせて、小児科医師による講演会、パンフレットの配布等の啓発活動により、適正受診に向けての相乗効果を高めていく。  |                   |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.33】<br>小児救急医療体制整備事業  | 【総事業費】<br>18,297 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 中央区域   |                     |
| 事業の実施主体          | 高知市  |                     |
| 事業の期間            | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>小児科医師の不足と地域偏在の問題や、保護者などの小児科専門志向と相まって、小児医療・小児救急医療提供体制の維持が困難な状況になっている。</p> <p>アウトカム指標：輪番当直医師への負担を軽減する</p>   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 休日夜間における小児救急患者の二次救急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的 5 病院が、二次輪番体制で小児の重傷救急患者に対応する。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児科病院群輪番制を維持する</li> <li>・ 輪番病院の深夜帯受診者を 1 日当たり 7 人以下にする</li> <li>・ 輪番病院等の医師数を増やしていく</li> </ul>   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児科病院群輪番制を維持する</li> <li>・ 輪番病院の深夜帯受診者が 1 日当たり 6.2 人になった</li> <li>・ 輪番病院等の医師数が 2 人増加</li> </ul>  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：観察できた輪番病院の深夜帯受診者の減少、医師数の増加により、医師一人当たりの負担軽減につながったと考える。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>小児科病院群輪番制病院を維持し、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療確保ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>市町村が行う小児科病院群輪番制の運営支援に対して補助を行うことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> |                     |
| その他              | 小児救急医療体制の維持のために、二次輪番体制を構築している病院への支援を継続していく他、救急医療についての正しい知識の啓発を行い、適正な受診のあり方を周知していく。   |                     |

